令和７年度合志市地域防災計画書新旧対比表

青字：国及び県の修正に基づく修正
緑字：熊本地方気象台の意見に基づく修正
赤字：合志市独自の修正（組織改編、経年変化、記載要領変更等）
紫字：防災委員の意見等による修正

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
目　次 （略） 第　１　章 第１節　目　的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１ （略） 第　２　章 （略） 第１３節　　受援計画（各部局）	目　次 （略） 第　１　章 第１節　目　的・・・・・・・・・・・・・・・・・・（安全安心課）　１ （略） 第　２　章 （略） 第１３節　受援計画（総務課・各部局）	担当部署記載 受援計画作成担当課の記載	目次
第　３　章 第４節　　民間団体活用計画（各部局） （略） 第７節　情報収集・共有及び被害報告取扱計画　・・・・・・　６３ （略） 第 14 節　食糧・供給・物資等輸送計画　・・・・・・・・・・　９１ （略）	第　３　章 第４節　　民間団体活用計画（安全安心課・各部局） （略） 第７節　情報収集、共有及び被害報告取扱計画・・（各部局）　６６ （略） 第 14 節　食糧、供給、物資等輸送計画　・（安全安心課・産業振興部）　９５ （略） 第 24 節　障害物除去計画　・・・・・・・・・・・（各部局）　１０７	社協との調整窓口 用語の適正化 用語の適正化 R6.6 防災基本計画修正の反映に伴う新設	
第　４　章 第１節　災害復旧・復興の基本方向　・・・・・・・・・・・　１０３ （略） 第５節　被災農林漁業の経営安定計画　・・・・・・・・　１０６	第　４　章 第１節　災害復旧及び復興の基本方向　・・・・・（各部局）　１０９ （略） 第５節　被災農林漁業の経営安定計画　・・　（産業振興部）　１１２	用語の適正化 市に漁業者無し	
資料編 特別警報・警報・注意報の基準等　１１６ （略）	資料編 職員配置体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２７ 特別警報・警報・注意報の基準等　・・・・・・・・　１２８ （略）	説明資料付加	

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
用語等の適正化 A、BやA・B A、B及びC等やA・B及びC等 A・B、C及びD	用語等の適正化 A及びB A、B、C等 A及びB並びにC及びD	用語の適正化 （前後の文脈を含め） 中点（・）は国や県等が使用する場合は尊重	1 ～ 116
～するものとする。等 ～が必要。	～する。 ～が必要。	市が主語の場合意思を示すため 体現止め時、句点は不要	3 ～ 37 28
第 2 章 第１節 市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に基づき、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、自治会等における地域活動を通じて地域の防災活動に積極的に参加するなど積極的なコミュニティづくりを進め、地域一体となった防災・減災体制の構築に努める。	第 2 章 第１節 市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に基づき、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、自治会等における地域活動を通じて地域の防災活動に積極的に参加するなど積極的なコミュニティづくりを進め、地域一体となった防災及び減災体制の構築に努める。 **市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両、資機材及び拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層及び女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。**	R6.6 防災基本計画修正の反映	4
また、市は、地域における自助・共助の推進について、大雨や台風などの災害に備え市民一人ひとりがあらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン（一人一人の防災行動計画）」の普及を始めとして、合志市総合防災マップや熊本県防災ハンドブック等を活用し、市民や事業者等に対する防災意識の向上を図る。 （略）	また、市は、地域における自助及び共助の推進について、大雨や台風などの災害に備え、市民一人ひとりがあらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン（一人一人の防災行動計画）」の普及を始めとして合志市総合防災マップや熊本県防災ハンドブック等を活用し、市民や事業者等に対する防災意識の向上を図る。 （略）		

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P

１．自　助 （略） (1)　平常時の行動 ア　知識等の取得 （略） ウ　事前の備え (ｱ)　地震保険など自然災害に備えた適切な保険や共済への加入、住宅の耐震化、家具の固定、ブロック塀の補強等 (ｲ)　自動車へのこまめな満タン給油 （略）	１．自　助 （略） (1)　平常時の行動 ア　知識等の取得 （略） ウ　事前の備え (ｱ)　地震保険など自然災害に備えた適切な保険や共済への加入、住宅の耐震化、家具の固定、ブロック塀の補強等 **(ｲ)　ペットの避難要領の検討及び確認並びに餌、リード、ケージ等の準備** (ｳ)　自動車へのこまめな満タン給油 （略）	ペットの飼主への啓蒙を考慮	4
第２節 （略） １．警備区域の設定 （略） ２．重要水防河川の箇所及び区間等	第２節 （略） **１．災害危険箇所等の把握** **災害危険箇所の把握については、次の点に留意のうえ行う。** **(1)　近年の急激な土地利用形態の変化に伴い、人の居住しなかった地域が住宅地になる等により危険箇所となっていることもあり、漏れのないように常に現状把握を行う。** **(2)　防災関係施設（堤防、樋門等）の整備により、危険箇所の指定から外されている場合においても異常な自然現象や当該施設が破損すれば、甚大な被害が発生するおそれのある箇所については、当該箇所の状況を把握しておく。** **(3)　市は、治水，防災，まちづくり及び建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。** **また、市は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。** **２．**警備区域の設定 （略） **３．**重要水防河川の箇所及び区間等	県の地域防災計画に準じて記載内容の追加	6

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P

)	５．実施責任者 　河川の災害危険地域の巡視及び災害予防上必要な措置については、熊本県水防計画により、水防管理団体（市長が水防管理団体の長）及び知事が行うものと定められている。 ６．危険区域の巡視等 （1）　水防関係 　異常降雨等によって、河川の水位が上昇しているとき、又は指定河川について水防警報が発せられたときは、水防管理者は危険区域について、河川、堤防等の巡視を行うものとし、監視のための水防団員（消防団員）を配置する。 （2）　防災関係施設（堤防、樋門等）の整備により危険箇所の指定から外されている場合においても、異常な水位上昇により、破堤、越波等の発生するおそれもあるため、警戒、巡視等においては、従来からリストアップされた危険箇所だけでなく、水位と堤防等の高さを比較のうえ適切に対応するものとする。 　なお、通報その他災害予防上必要な事項については、熊本県水防計画の定めるところによる。 ７．盛土関係 （1）　盛土による災害の防止のための取組み 　市は、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査を行い、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を関係機関と連携して行う。また、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがある盛土のうち、産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土に関する詳細調査及び崩落の危険があり、かつ産業廃棄物の不法投棄等が確認された盛土に対する支障除去等の対策を行う。 （2）　是正指導 　市は、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。	県地域防災計画に準じて記載内容の追加 6.6 防災基本計画修正の反映（盛土関連）	9

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P

<table>
<tr>
<td>
第３節
（略）
５．（略）
（1）　（略）
（2）　浸水想定区域内の医療施設・社会福祉施設等
<table>
<tr><th>連番</th><th>施設名</th><th>所在地</th></tr>
<tr><td>1</td><td>地域密着型通所介護秋桜</td><td>合志市須屋 250-1</td></tr>
<tr><td>2</td><td>高齢者向け住宅スリースマイル秋桜</td><td>合志市須屋 250-1</td></tr>
<tr><td>3</td><td>ライフサポート須屋</td><td>合志市須屋 622-3</td></tr>
<tr><td>4</td><td>デイサービスしずく</td><td>合志市須屋 297-46</td></tr>
<tr><td>5</td><td>みやの小児科</td><td>合志市幾久富 1866-513</td></tr>
<tr><td>6</td><td>ナカシマセブンクリニック</td><td>合志市須屋 1415-5</td></tr>
<tr><td>7</td><td>平瀬内科医院</td><td>合志市幾久富 1909-227</td></tr>
<tr><td>8</td><td>山岡胃腸科内科</td><td>合志市幾久富 1758-145</td></tr>
<tr><td>9</td><td>播磨医院</td><td>合志市幾久富 1866-343</td></tr>
<tr><td>10</td><td>池田クリニック</td><td>合志市幾久富 1866-1332</td></tr>
<tr><td>11</td><td>合志こども園</td><td>合志市幾久富 1647-96</td></tr>
<tr><td>12</td><td>ひかり園</td><td>合志市幾久富 1909-1456-2</td></tr>
<tr><td>13</td><td>百合ヶ丘保育園</td><td>合志市須屋 494-1</td></tr>
<tr><td>14</td><td>はっぴいの園</td><td>合志市須屋 297-15</td></tr>
<tr><td>15</td><td>ぞうさんのはな保育園</td><td>合志市須屋 81-5</td></tr>
<tr><td>16</td><td>ビオシス</td><td>合志市須屋 4-6</td></tr>
<tr><td>17</td><td>プレジャーワーク</td><td>合志市須屋 4-6</td></tr>
<tr><td>18</td><td>栞</td><td>合志市幾久富 1656-100</td></tr>
<tr><td>19</td><td>チーム日本ジュニア</td><td>合志市幾久富 1758-284</td></tr>
<tr><td>20</td><td>リハビリ療育ラボ　スタジオ GIFT</td><td>合志市豊岡 2517-8</td></tr>
</table>
</td>
<td>
第３節
（略）
５．（略）
（1）　（略）
（2）　浸水想定区域内の医療施設、社会福祉施設等
<table>
<tr><th>連番</th><th>施設名</th><th>所在地</th></tr>
<tr><td>1</td><td>地域密着型通所介護秋桜</td><td>合志市須屋 250-1</td></tr>
<tr><td>2</td><td>高齢者向け住宅スリースマイル秋桜</td><td>合志市須屋 250-1</td></tr>
<tr><td>3</td><td>ライフサポート須屋</td><td>合志市須屋 622-3</td></tr>
<tr><td>4</td><td>デイサービスしずく</td><td>合志市須屋 297-46</td></tr>
<tr><td>5</td><td>みやの小児科</td><td>合志市幾久富 1866-513</td></tr>
<tr><td>6</td><td>ナカシマセブンクリニック</td><td>合志市須屋 1415-5</td></tr>
<tr><td>7</td><td>平瀬内科医院</td><td>合志市幾久富 1909-227</td></tr>
<tr><td>8</td><td>山岡胃腸科内科</td><td>合志市幾久富 1758-145</td></tr>
<tr><td>9</td><td>播磨医院</td><td>合志市幾久富 1866-343</td></tr>
<tr><td>10</td><td>池田クリニック</td><td>合志市幾久富 1866-1332</td></tr>
<tr><td>11</td><td>合志こども園</td><td>合志市幾久富 1647-96</td></tr>
<tr><td>12</td><td>ひかり園</td><td>合志市幾久富 1909-1456-2</td></tr>
<tr><td>13</td><td>百合ヶ丘保育園</td><td>合志市須屋 494-1</td></tr>
<tr><td>14</td><td>合志たけのこ保育園</td><td>合志市須屋 240-1</td></tr>
<tr><td>15</td><td>はっぴいの園</td><td>合志市須屋 297-15</td></tr>
<tr><td>16</td><td>ぞうさんのはな保育園</td><td>合志市須屋 81-5</td></tr>
<tr><td>17</td><td>ビオシス</td><td>合志市須屋 4-6</td></tr>
<tr><td>18</td><td>プレジャーワーク</td><td>合志市須屋 4-6</td></tr>
<tr><td>19</td><td>栞</td><td>合志市幾久富 1656-100</td></tr>
<tr><td>20</td><td>チーム日本ジュニア</td><td>合志市幾久富 1758-284</td></tr>
<tr><td></td><td>~~リハビリ療育ラボ　スタジオ GIFT~~</td><td>~~合志市豊岡 2517-8~~</td></tr>
</table>
</td>
<td>R7.4.1 開園

R6.1 浸水想定区域外に移転</td>
<td>10</td>
</tr>
</table>

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P

第４節 （略） １．（略） （1）　（略） （2）　学校教育における防災知識の普及 　市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、地域と連携した避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。 ２．道路対策 　崩土、がけ崩れ等のおそれのある道路については、舗装事業等の年次計画と併せ、逐次、防災コンクリート擁壁、法面被覆などにより整備を図る。 　また、排水路の不備によって交通不能となる道路の冠水箇所については、逐次、排水路等の整備を図るものとする。	第４節 （略） １．（略） （1）　（略） （2）　学校教育における防災知識の普及 　市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保**及び**防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、~~**水害及び土砂災害のリスクがある学校においては、**~~地域と連携した避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。 ２．道路対策 　崩土、がけ崩れ等のおそれのある道路については、舗装事業等の年次計画と併せ、逐次、防災コンクリート擁壁、法面被覆などにより整備を図る。**特に、県指定の緊急輸送道路及び市指定の通行を確保すべき道路については、大規模災害時においても、その機能を相互に補完できるように多重性（リダンダンシー）の確保に努める。** 　また、排水路の不備によって交通不能となる道路の冠水箇所については、逐次、排水路等の整備を図る**とともに渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失防止のため、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。** **合志市の周辺を含む緊急輸送道路網** 	防災教育は全ての学校での実施を追求するため 県地域防災計画に準じて記載内容の追加 6.6 防災基本計画修正の反映 緊急輸送道路網の追加「合志市建築物耐震改修促進計画 R3.3」	11 12

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P

<table>
<tr>
<td>
５．ため池対策
（略）

６．市民の早期避難対策（予防的避難の推進）
（略）

第５節　火災予防計画　（安全安心課）
１．消防力の充実強化
（略）
(1)　消防施設等の充実強化
（略）
イ　計　画
(ｲ)　消防力の現況
本市の消防力は、次表のとおりである
消防水利の現況　（Ｒ６．４．１現在）
<table>
<tr><th>総計</th><th colspan="4">防火水槽</th><th rowspan="2">消火栓</th><th rowspan="2">その他</th></tr>
<tr><th></th><th>100 ㎥以上</th><th>40 ㎥以上
100 ㎥未満</th><th>40 ㎥未満</th><th>小　計</th></tr>
<tr><td>１３８３</td><td>０</td><td>２９２</td><td>１４９</td><td>４４１</td><td>９３１</td><td>１１</td></tr>
</table>
</td>
<td>
５．ため池対策
豪雨等によりため池が決壊した場合の浸水想定区域や避難に関する情報について、ため池ハザードマップを確認し、必要な対策を図る~~ものとする~~。
６．土地利用の適正化
平成 24 年７月の熊本広域大水害や平成 29 年７月の九州北部豪雨など全国的に大規模な風水害や土砂災害が頻発していることから、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図る。
また、市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。
７．市民の早期避難対策（予防的避難の推進）

第５節　火災予防計画　（安全安心課）
１．消防力の充実強化
（略）
(1)　消防施設等の充実強化
（略）
イ　計　画
(ｱ)　消防力の現況
本市の消防力は、次表のとおりである
消防水利の現況　（Ｒ７．４．１現在）
<table>
<tr><th rowspan="2">総計</th><th colspan="4">防火水槽</th><th rowspan="2">消火栓</th><th rowspan="2">その他</th></tr>
<tr><th>100 ㎥以上</th><th>40 ㎥以上
100 ㎥未満</th><th>40 ㎥未満</th><th>小　計</th></tr>
<tr><td>１３９４</td><td>０</td><td>２９４</td><td>１５１</td><td>４４５</td><td>９４９</td><td>１１</td></tr>
</table>
</td>
<td>
県地域防災計画に準じて記載内容の追加
6.6 防災基本計画修正の反映

最新化
</td>
<td>13</td>
</tr>
</table>

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P

（ｲ）　消防団の現況（Ｒ６．４．１現在）

団長１人 副団長３名 総員 619 人(うち女性消防団員 56 人)

階級 分団名	分団長	副分団長	部長	班長	団員 (うち機能別団	計	小型ポンプ	ポンプ自動車	積載車
第 1 分 団	1	1	2	4	27	35	4	0	4
第 2 分 団	1	1	2	4	38	46	4	0	4
第 3 分 団	1	1	1	1	17	21	1	0	1
第 4 分 団	1	1	2	2	26	32	2	0	2
第 5 分 団	1	1	2	2	28	34	2	0	2
第 6 分 団	1	1	1	3	26	32	3	0	3
第 7 分 団	1	1	2	4	22	30	3	0	3
第 8 分 団	1	1	1	2	8	14	2	0	2
第 9 分 団	1	1	2	5	29 (6)	38	3	0	3
第 10 分団	1	1	2	4	36 (7)	43	4	0	3
第 11 分団	1	1	2	3	52	59	3	0	3
第 12 分団	1	1	2	4	37	45	4	0	4
第 13 分団	1	1	2	3	46	53	3	0	3
第 14 分団	1	1	2	3	42	49	3	0	3
本部機動隊	1	1	1	3	78	84	2	0	2
計	15	15	26	47	512 (13)	615	43	0	42

（ｲ）　消防団の現況（Ｒ６．４．１現在）

団長１人 副団長３名 総員 622 人(うち女性消防団員 52 人)

階級 分団名	分団長	副分団長	部長	班長	団　員 (うち機能別団員)	計	小型ポンプ	ポンプ自動車	積載車
第 1 分 団	1	1	2	4	30	38	4	0	4
第 2 分 団	1	1	2	4	34	42	4	0	4
第 3 分 団	1	1	1	1	16	20	1	0	1
第 4 分 団	1	1	2	2	29	35	2	0	2
第 5 分 団	1	1	2	2	28	34	2	0	2
第 6 分 団	1	1	1	3	24	30	3	0	3
第 7 分 団	1	1	2	4	20 (2)	28	3	0	3
第 8 分 団	1	1	2	2	8	14	2	0	2
第 9 分 団	1	1	2	4	28 (6)	36	3	0	3
第 10 分団	1	1	1	4	37 (8)	44	4	0	3
第 11 分団	1	1	2	3	56	63	3	0	3
第 12 分団	1	1	2	4	41 (4)	49	4	0	4
第 13 分団	1	1	2	3	45	52	3	0	3
第 14 分団	1	1	2	3	41	48	3	0	3
本部機動隊	1	1	1	3	79	85	2	0	2
計	15	15	26	46	516 (20)	618	43	0	42

最新化

13

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P

<table>
<tr>
<td>
(ｳ)　消防施設強化促進計画
令和６年度から令和１０年度までの５年間における、消防施設強化促進計画を別表のとおり推進する。
消防施設強化促進計画表（Ｒ６年度～Ｒ１０年度）
<table>
<tr><th colspan="2">区分　年度</th><th>Ｒ６</th><th>Ｒ７</th><th>Ｒ８</th><th>Ｒ９</th><th>Ｒ10</th></tr>
<tr><td colspan="2">小型動力ポンプ（買い替え）</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr>
<tr><td colspan="2">小型動力ポンプ積載車（買い替え）</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr>
<tr><td rowspan="2">消防水利</td><td>防火水槽</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr>
<tr><td>消火栓</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td></tr>
</table>
（略）
２．消防思想の普及徹底
（略）
(2)　自主防災体制の整備
自主防災組織、幼年消防クラブをはじめ、市民及び事業所の自主防災組織等の育成及び指導・強化に努める。
(3)　危険物製造所等の現況
ア　危険物製造所等の現況（Ｒ６．４．１現在）
<table>
<tr><th colspan="6">貯　蔵　所</th><th colspan="3">取　扱　所</th><th rowspan="2">総計</th></tr>
<tr><th>屋内貯蔵所</th><th>屋外タンク</th><th>屋内タンク</th><th>地下タンク</th><th>移動タンク</th><th>小計</th><th>給油取扱書</th><th>一般取扱所</th><th>小計</th></tr>
<tr><td>14</td><td>13</td><td>4</td><td>24</td><td>4</td><td>61</td><td>24</td><td>17</td><td>41</td><td>102</td></tr>
</table>
</td>
<td>
(ｳ)　消防施設強化促進計画
令和７年度から令和１１年度までの５年間における、消防施設強化促進計画を別表のとおり推進する。
消防施設強化促進計画表　（Ｒ７年度～Ｒ１１年度）
<table>
<tr><th colspan="2">区分　年度</th><th>Ｒ７</th><th>Ｒ８</th><th>Ｒ９</th><th>Ｒ10</th><th>Ｒ11</th></tr>
<tr><td colspan="2">小型動力ポンプ（買い替え）</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr>
<tr><td colspan="2">小型動力ポンプ積載車（買い替え）</td><td>~~2~~ 1</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr>
<tr><td rowspan="2">消防水利</td><td>防火水槽</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr>
<tr><td>消火栓</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td></tr>
</table>
（略）
２．消防思想の普及徹底
（略）
(2)　自主防災体制の整備
自主防災組織、幼年、少年、女性消火・防災消防クラブ等をはじめ、市民及び事業所の自主防災組織等の育成~~及び指導強化に努める。~~を行い、地域ぐるみの防火安全体制及び初期消火体制の確立を図る。
(3)　危険物製造所等の現況
ア　危険物製造所等の現況（Ｒ７．４．１現在）
<table>
<tr><th colspan="6">貯　蔵　所</th><th colspan="3">取　扱　所</th><th rowspan="2">総計</th></tr>
<tr><th>屋内貯蔵所</th><th>屋外タンク</th><th>屋内タンク</th><th>地下タンク</th><th>移動タンク</th><th>小計</th><th>給油取扱書</th><th>一般取扱所</th><th>小計</th></tr>
<tr><td>16</td><td>16</td><td>6</td><td>23</td><td>6</td><td>69</td><td>23</td><td>22</td><td>45</td><td>114</td></tr>
</table>
</td>
<td>最新化

名称の適正化及び県地域防災計画に準じて記載内容の追加

最新化</td>
<td>13
14

14

14</td>
</tr>
</table>

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
第６節 （略） ３．（略） （1）　普及内容	第６節 （略） ３．（略） （1）　普及内容 ア　合志市地域防災計画の概要 災害対策基本法第42条第５項に基づく「合志市地域防災計画」修正要旨の公表は、防災会議事務担当課（安全安心課）が市のホームページにおいて行い、適宜周知を図る。	県地域防災計画に準じて記載内容の追加	16
ア　地震に関する一般的知識 イ　熊本県及び合志市の過去の地震と主な被害事例 （略）	イ　地震に関する一般的知識 （略）		
エ　平常時の心得（日頃の準備） (ｱ)　住宅の点検（住宅の耐震性、ブロック塀補強等） (ｲ)　屋内の整理点検（家具転倒防止等）	オ　平常時の心得（日頃の準備） (ｱ)　住宅の点検（住宅の耐震性、ブロック塀補強等） (ｲ)　屋内の整理点検（家具転倒防止等） (ｳ)　台風襲来時の家屋の保全方法 (ｴ)　災害危険箇所の認識 土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域等	6.6 防災基本計画修正の反映	
(ｳ)　火災の防止	(ｵ)　火災の防止 消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の設置		
(ｴ)　応急救護 (ｵ)　非常食糧・水の準備（３日分の備蓄）	(ｶ)　応急救護 (ｷ)　非常食糧、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄~~準備~~（３日分（推奨１週間分）） (ｸ)　非常持出品（救急品、懐中電灯、ラジオ、乾電池、健康保険証、おくすり手帳（コピー可）等）の準備		
(ｶ)　非常持出品の準備			
(ｷ)　寝所位置等の確認（斜面崩壊対策等）	(ｹ)　寝所位置等の確認（斜面崩壊対策等） (ｺ)　防災サイレン吹鳴の意義、再確認方法、戸別受信機の電源等の確認		
(ｸ)　指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認 (ｹ)　緊急避難場所、避難所及び避難路の確認 (ｺ)　緊急連絡先の確認	(ｻ)　指定緊急避難場所、指定避難所、安全な親戚及び知人宅、ホテル、旅館等の避難場所、避難経路等の確認 (ｼ)　緊急連絡先の確認		

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
(ｻ)　家族間等による安否の確認方法 (ｼ)　通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方	(ｽ)　家族間等による安否の確認方法 (ｾ)　通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や、企業や学校の計画的な休業・休校等について (ｿ)　自動車へのこまめな満タン給油 (ﾀ)　明るいうちからの予防的避難	6.6 防災基本計画修正の反映	
(ｽ)　避難所生活のマナーとルール (ｾ)　ペットを受け入れ可能な避難所 (ｿ)　ペットとの同行避難及び避難所での飼養の準備	(ﾁ)　避難所生活のマナーとルール (ﾂ)　ペット同行避難を受け入れ予定の避難所 (ﾃ)　ペットとの同行避難及び避難所での飼養の準備事項 (ﾄ)　防疫の心得及び消毒方法等の要領	市に実情に整合	16
オ　地震発生時の心得 （略）	カ　地震発生時の心得 （略）		
6．防災知識の普及の時期 （略） ※　防災の日：９月１日　　防災とボランティアの日：１月 17 日	6．防災知識の普及の時期 （略） ※　火山防災の日：８月 26 日　　防災の日：９月１日　　防災とボランティアの日：１月 17 日	6.6 防災基本計画修正の反映	18
	7．災害記録の保存と災害の教訓の伝承等 市は、県が市町村、大学、企業、各種団体等と連携し、県内で発生した大規模災害について後世に伝えるべき資料を収集し、デジタルデータなど長期間に亘る保存に適した形態での保存を進める事業に協力する。 市等は、大規模災害により生じた遺構を保存及び管理し、過去に起こった大災害の教訓や石碑、モニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を防災教育等を通じて後世に伝えていくよう努めるものとする。 また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、市民による災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。	6.6 防災基本計画修正の反映	18～19
7．出火防止対策	8．出火防止対策		

合志市地合志市地域防災計画新旧対比表

<table>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th><th>修正理由等</th><th>P</th></tr>
<tr><td>第７節　防災訓練計画（安全安心課）
１．防災訓練の実施責務とその内容
（略）
(6)　新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。
（略）</td><td>第７節　防災訓練計画（安全安心課）
１．防災訓練の実施責務とその内容
（略）
(6)　~~新型コロナウイルス感染症を含む各種~~感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設及び運営訓練を積極的に実施する。
（略）</td><td>コロナの５類移行に伴う修正</td><td>21</td></tr>
<tr><td>第８節　自主防災組織等育成計画（安全安心課）
２．地域住民等自主防災組織
(3)　組織づくり
エ　自主防災組織結成の促進及び既存組織の充実強化
(ｱ)　自主防災組織結成の促進(R6.4.1 現在 結成数 60 団体)
<table><tr><th>連番</th><th>組織名</th><th>連番</th><th>組織名</th></tr><tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">略</td><td>59</td><td>新栄温泉団地自治会自主防災組織</td></tr><tr><td>60</td><td>沖野台区自主防災組織</td></tr></table>（略）</td><td>第８節　自主防災組織等育成計画（安全安心課）
２．地域住民等自主防災組織
(3)　組織づくり
エ　自主防災組織結成の促進及び既存組織の充実強化
(ｱ)　自主防災組織結成の促進(R7.4.1 現在 結成数 62 団体)
<table><tr><th>連番</th><th>組織名</th><th>連番</th><th>組織名</th></tr><tr><td></td><td>略</td><td>60</td><td>沖野台区自主防災組織</td></tr><tr><td></td><td></td><td>61</td><td>木原野区自主防災組織</td></tr><tr><td></td><td></td><td>62</td><td>山下団地区防災会</td></tr></table>（略）</td><td>R7.4.1 自主防災組織新編に伴う修正</td><td>23</td></tr>
<tr><td>第１０節　避難行動要支援者支援計画（健康福祉部）
１．避難行動要支援者支援体制の整備
（略）
(2)　対象となる避難行動要支援者
（略）
カ　指定難病医療受給証を持っている人</td><td>第１０節　避難行動要支援者支援計画（健康福祉部）
１．避難行動要支援者支援体制の整備
（略）
(2)　対象となる避難行動要支援者
（略）
カ　~~指定難病医療受給証を持っている人~~難病患者（指定難病、小児慢性特定疾病、特定疾病など）
（略）
(8)</td><td>標記の修正</td><td>27</td></tr>
</table>

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
(8)　福祉避難所を含めた避難所の確保 （略） 福祉避難所の運営を円滑に行うために、市は福祉避難所運営マニュアルをあらかじめ作成し、関係者の研修・訓練を実施し、県は市のマニュアル作成のためのモデルを作成するものとする。	(8)　福祉避難所を含めた避難所の確保 （略） 福祉避難所の運営を円滑に行うために、市は福祉避難所運営マニュアルをあらかじめ作成し、関係者の研修及び訓練を実施~~し、県は市のマニュアル作成のためのモデルを作成するものと~~する。	県の実施事項は削除	31
２．個別避難計画の策定 (1)　基本的な考え方 （略） このため、市は避難行動要支援者名簿情報に基づき自治会・町内会、民生委員・児童委員、自主防災組織、防災士、社会福祉協議会、介護支援専門員、ＮＰＯ等の地域の関係機関や支援者と連携しながら、個別避難計画を策定する。	２．個別避難計画の策定 (1)　基本的な考え方 （略） このため、市は避難行動要支援者名簿情報に基づき行政区、自治会・町内会、民生委員・児童委員、自主防災組織、防災士、社会福祉協議会、介護支援専門員、ＮＰＯ等の地域の関係機関や支援者と連携しながら、個別避難計画を策定する。	行政区を追加	31
(2)　計画策定支援 市は、地域に対して話し合いができる場の提供、自治会・町内会などを対象とした個別避難計画の策定に関する説明会の実施、相談への対応など、地域で話し合いが活発に行われるためのサポートに努めるとともに、地域からの要支援者に関する情報の集約を行う。	(2)　計画策定支援 市は、地域に対して話し合いができる場の提供、行政区、自治会・町内会などを対象とした個別避難計画の策定に関する説明会の実施、相談への対応など、地域で話し合いが活発に行われるためのサポートに努めるとともに、地域からの要支援者に関する情報の集約を行う。	行政区を追加	31
(3)　計画の作成 個別避難計画の作成は、災害が発生する危険性が高い地域に居住する避難行動要支援者や障~~害~~の程度の重い者等、より多くの避難支援を必要とする者から優先的に進める。作成にあたっては「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和３年５月内閣府策定）」を参考とし、おおむね５年程度で作成に取組むものとする。 個別避難計画には、「氏名」「住所」「連絡先」「避難支援者」「避難場所及び避難経路」「避難方法」などを記載する。	(3)　計画の作成 個別避難計画の作成は、災害が発生する危険性が高い地域に居住する避難行動要支援者や障~~害~~がいの程度の重い者等、より多くの避難支援を必要とする者から優先的に進める。作成にあたっては「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和３年５月内閣府策定）」を参考とし、おおむね５年程度で作成に取組むものとする。 個別避難計画には、「氏名」「住所」「連絡先」「避難支援者」「避難場所及び避難経路」「避難方法」などを記載する。	表現の変更	
個別避難推進計画（別紙）を作成するものとする。	~~個別避難推進計画（別紙）を作成するものとする。~~	個別避難計画は作成しており推進計画は必要ない	31

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
第１１節　　防災業務施設整備計画（総務部） （略） ３．防災備蓄倉庫整備計画 （略）	第１１節　　防災業務施設整備計画（総務部） （略） ３．防災備蓄倉庫整備計画 （略） ４．通信設備 (1)　市は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点について十分考慮する。 ア　防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備、多重化、耐震化及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。 イ　有・無線系、地上系、衛星系等、伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。 ウ　画像等の大容量データの通信を可能とするため、ネットワークのデジタル化を推進する。 エ　非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見及び技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低い等、堅固な場所（耐震性があること、風水害においては浸水する危険性が低い場所）への設置等を図る。 オ　平時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器操作の習熟等、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加する。 カ　移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、非常時の運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。この際、周波数割当て等の対策を講じる必要が生じた場合は、国〔総務省〕と事前の調整を実施する。 キ　通信途絶地域で、部隊、派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備及び活用に努める。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制	6.6 防災基本計画修正の反映	32

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
	や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施するよう努める。 ク　携帯電話、衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備する。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。 ケ　ＮＴＴ等の電気通信事業者から提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努め、災害用として配備されている無線電話等の機器について運用方法等の習熟に努める。また、ＩＰ電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。 コ　電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。 サ　情報通信手段の施設は、平常時から管理及び運用体制を構築しておく。 (2)　電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、県及び市町村の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。	6.6 防災基本計画修正の反映	32～33
４．公共・公用施設の耐震化及び液状化対策の推進 （略）	５．公共・公用施設の耐震化及び液状化対策の推進 （略）		

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
第１３節　　受援計画（各部局） 　市、防災関係機関は、災害の規模等に応じて他の地方自治体等からの応援職員が円滑に災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう、国の「災害時受援ガイドライン」等を参考に、受援計画を策定するものとする。 （略） １．総括（共通） （1）　応援要請の手順 （2）　受援体制 　ア　受援組織の設置 　イ　受援組織の構成、役割等 （3）　応援の人的・物的資源の管理体制等 ２．人的支援 （1）　受援対象業務の整理 　ア　応援職員（勤務庁舎以外に自主登庁した職員含む）が行う業務の明確化 　イ　防災行動計画（タイムライン）による受援対象業務の全体像の整理 　ウ　業務毎のマニュアルの整備、必要な資格、業務の実施時期、人員数等の整理 （2）　応援職員の活動環境の確保 （略） ３．物的支援 （1）　調達先の確認・確保、要請手順 （2）　受入れ拠点の確保（保管場所） （3）　受入れに必要な人員・資機材の確保等受入れ体制 （4）　配布方法と輸送手段	第１３節　　受援計画（**総務課**・各部局） １．市**及び**防災関係機関は、災害の規模等に応じて他の地方自治体等からの応援職員が円滑に災害時の応急復旧業務を遂行できるよう、国の「災害時受援ガイドライン」等を参考に、受援計画を策定するものとする。 （略） (1)　総括（共通） 　ア　応援要請の手順 　イ　受援体制 　(ｱ)　受援組織の設置 　(ｲ)　受援組織の構成、役割等 　ウ　応援の人的**及び**物的資源の管理体制等 (2)　人的支援 　ア　受援対象業務の整理 　(ｱ)　応援職員（勤務庁舎以外に自主登庁した職員含む）が行う業務の明確化 　(ｲ)　防災行動計画（タイムライン）による受援対象業務の全体像の整理 　(ｳ)　業務毎のマニュアルの整備、必要な資格、業務の実施時期、人員数等の整理 　イ　応援職員の活動環境の確保 （略） (3)　物的支援 　ア　調達先の確認**及び**確保、要請手順の確認 　イ　受入れ拠点の確保（保管場所） 　ウ（3）　受入れに必要な人員**及び**資機材の確保等受入れ体制**の整備** 　エ（4）　配布方法と輸送手段**の確立** ２．応援団体との連携 (1)　応急対策職員派遣制度の活用 　市は、訓練等を通じて応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟及び発災時における円滑な活用の促進に努める。	担当課の追記 6.6 防災基本計画修正の反映	33 33 ～ 34 34

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
	応援職員の派遣又は受入れに際し、感染症対策のため、応援職員の健康管理等を徹底する。 また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。 さらに、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定し、応援職員等に対して紹介できる、ホテル、旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。 (2)　他の地方自治体との相互応援協定の締結 市は、自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方自治体から、物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力して速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方自治体との協定締結も考慮する。 (3)　民間団体との連携 市は、平時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実効性を確保するよう受援計画の継続的な見直しを行う。	6.6 防災基本計画修正の反映	34

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
第３章　災害応急対策計画 第１節　防災組織計画（安全安心課） １．合志市の災害対策系統 　合志市の地域に災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合、合志市災害対策本部と合志市防災会議を構成する関係機関等は、市内における災害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、相互に緊密な連絡協調を図るとともに、積極的に応急対策活動を実施するものとする。 (1)　防災関係機関・団体との連携強化 　災害発生後の災害応急対策活動は、本市と各防災関係機関、団体が連携して実施していく。連携した活動が適切・確実に行えるよう、あらかじめ災害応急活動についての協定等の締結及び定期的な情報交換の実施について整備していく。 ア　合志市防災会議 　合志市防災会議の組織及び編成は「合志市防災会議条例」等の定めるところによる。	第３章　災害応急対策計画 第１節　防災組織計画（安全安心課） １．合志市の災害対策系統 　合志市の地域に災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合、合志市災害対策本部と合志市防災会議を構成する関係機関等は、市内における災害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、相互に緊密な連絡協調を図るとともに、積極的に応急対策活動を実施するものとする。 (1)　合志市防災会議 　**災害対策基本法第１６条第６項の規定に基づき、指定された関係機関及び団体から市長が委嘱するもの等で組織され、市長の諮問に応じ、下記事項を実施する。** 　合志市防災会議の組織及び編成は「合志市防災会議条例」等の定めるところによる。 **ア　合志市地域防災計画の作成及び実施の推進** **イ　災害発生時の当該災害に関する情報収集** **ウ　防災に関する重要事項の審議** **エ　合志市防災会議構成機関**	記載順の変更 根拠の記載 合志市防災会議の任務を記載	35

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前

合志市防災会議構成機関

機関名		連絡先
合志市	市長（会長・災害対策本部長） 災害対策本部副本部長（副市長・教育長） 災害対対策本部員	０９６－２４８－１５５５
合志市議会	議長（市議会災害対策支援本部長）	０９６－２４８－１１１１
熊本県	知事部局	０９６－３８３－１１１１
警察	熊本北合志警察署	０９６－３４１－０１１０
消防	合志市消防団	０９６－２４８－１１１１
	菊池広域連合消防本部	０９６－２３２－９３３１
指定地方行政機関	熊本地方気象台	０９６－３５２－０３４５
	九州地方整備局	０９６－３８２－１１１１
	熊本河川国道事務所防災課	０９６－３８２－１１１１
指定公共機関及び指定地方公共機関	独立行政法人国立病院機構　熊本再春医療センター	０９６－２４２－１０００
	西日本電信電話株式会社　熊本支店	０９６－２７２－９２１５
	九州電力送配電株式会社　熊本西配電事業所	０８００－７７７－９４３４
	九州電力送配電株式会社　大津配電事業所	０８００－７７７－９４３３
	日本郵便株式会社　熊本北郵便局	０９６－２３３－５４５６
	西部ガス株式会社　熊本供給部	０９６－３７０－８６２０
	熊本電気鉄道株式会社	０９６－３４３－２５２６
	NEXCO西日本九州支社　熊本高速道路事務所	０９６５－３９－０７１１
その他の公共的機関	菊池地域農業協同組合　合志中央支所	０９６－２４８－１１２０
	菊池地域農業協同組合　西合志中央支所	０９６－２４２－１１６３
	合志市民生児童委員協議会	０９６－２４８－１１１１
	合志市社会福祉協議会	０９６－２４８－１１００
	合志市商工会	０９６－２４２－０７３３
	合志市建設業協会	０９６－２４８－３３３８
	合志市区長連絡協議会	０９６－２４８－１１１１
	ボランティア　桜の会	０９６－２４８－１１１１
	合志市認可保育園連盟	０９６－２４８－１１１１
	合志市防災士連絡協議会	０９６－２４８－１１１１

修正後

~~合志市防災会議構成機関~~

機関名		連絡先
合志市	市長（会長・災害対策本部長） 災害対策本部副本部長（副市長・教育長） 災害対対策本部員	０９６－２４８－**１１１１**
合志市議会	議長（市議会災害対策支援本部長）	０９６－２４８－１１１１
熊本県	知事部局 **（県北広域本部）**	０９６－３８３－１１１１ **（０９６８－２５－４１１１）**
警　察	熊本北合志警察署	０９６－３４１－０１１０
消　防	合志市消防団 菊池広域連合消防本部	０９６－２４８－**１５５５** ０９６－２３２－９３３１
指定地方行政機関	熊本地方気象台 **国土交通省**九州地方整備局熊本河川国道事務所防災課	０９６－**３２４－３２８３** ０９６－３８２－１１１１
指定公共機関及び指定地方公共機関	独立行政法人国立病院機構　熊本再春医療センター 西日本電信電話株式会社　熊本支店 九州電力送配電株式会社　熊本西配電事業所 九州電力送配電株式会社　大津配電事業所 日本郵便株式会社　熊本北郵便局 西部ガス株式会社　熊本供給部 熊本電気鉄道株式会社 **西日本高速道路株式会社九州支社**　熊本高速道路事務所	０９６－２４２－１０００ ０９６－２７２－９２１５ ０８００－７７７－９４３４ ０８００－７７７－９４３３ ０９６－２３３－５４５６ ０９６－３７０－８６２０ ０９６－３４３－２５２６ ０９６５－３９－０７１１
その他の公共的機関	菊池地域農業協同組合（本所） 合志中央支所 西合志中央支所 合志市民生児童委員協議会 合志市社会福祉協議会 合志市商工会 合志市建設業協会 合志市区長連絡協議会 ボランティア　桜の会 合志市認可保育園連盟 **合志市立小中学校校長会（学校教育課）** 合志市防災士連絡協議会	**０９６８－２３－３５００** ０９６－２４８－１１２０ ０９６－２４２－１１６３ ０９６－２４８－１１１１ ０９６－２４８－１１００ ０９６－２４２－０７３３ ０９６－２４８－３３３８ ０９６－２４８－１１１１ ０９６－２４８－１１１１ ０９６－２４８－１１１１ **０９６－２４８－２３６６** ０９６－２４８－**１５５５**

修正理由等

県北広域本部長が委員

番号修正
正式名称

正式名称
本所追加

学校長会追加
番号修正

P

35

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
イ　合志市災害対策本部 (ｱ)　合志市災害対策本部の組織及び編成等は、「合志市災害対策本部条例」等の定めるところによるが、概要は次のとおりである。 なお、本部の事務を処理するため、災害対策本部支援室を置くものとする。 (ｲ)　災害対策本部マニュアルの作成 （略） (ｳ)　災害対策本部組織及び編成 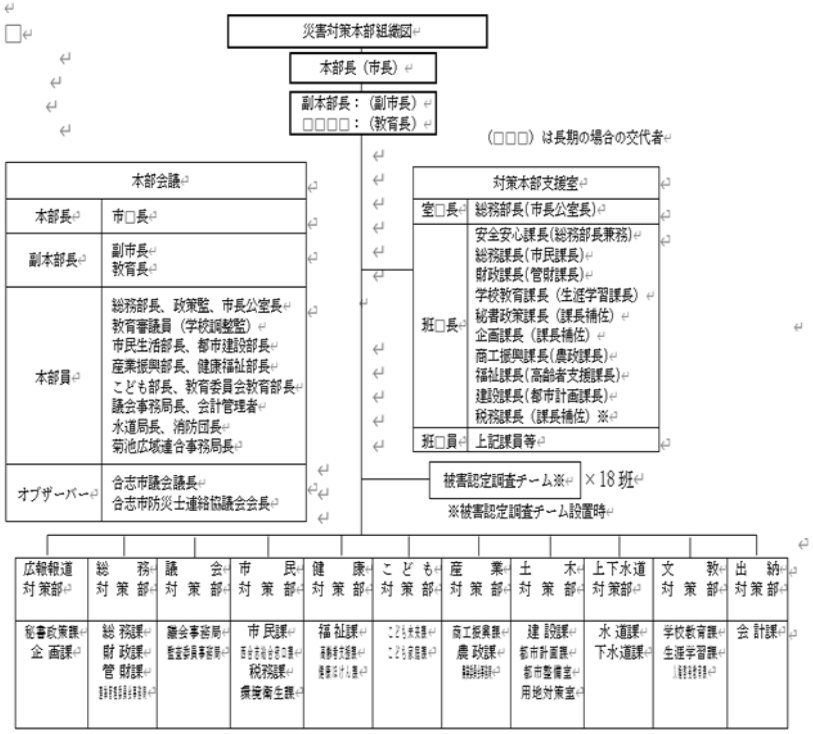 	(2)　合志市災害対策本部 ア　合志市災害対策本部の組織、編成等は、「合志市災害対策本部条例」等の定めるところによる~~が、概要は次のとおりである~~。 ~~なお、本部の事務を処理するため、災害対策本部支援室を置くものとする。~~ イ　設置基準 (ｱ)　災害が発生し、又は災害発生が予想され、その規模及び範囲から、本部を設置して応急対応を必要とするとき。 (ｲ)　震度６弱以上の地震が発生~~した~~又は長周期地震動階級４が発表されたとき。 (ｳ)　前記のほか、著しい激甚災害で、特に応急対策を実施する必要があるとき。 (ｴ)　必要に応じ、本部長が当該配置又は全職員参集を指示したとき。 ウ　編　成 ~~(ｳ)　災害対策本部組織及び編成~~ 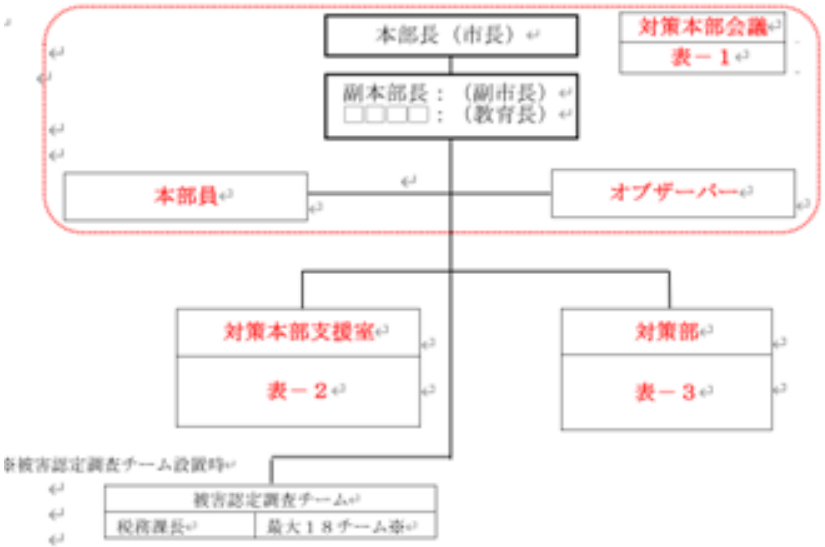 	記載要領の変更 記載位置の変更 震度誤りの修正及び長周期地震動の追加 全員参集の根拠を記載 全般編成を記載	35 36

合志市地域防災計画新旧対比表

<table>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th><th>修正理由等</th><th>P</th></tr>
<tr>
<td>(1)　防災関係機関・団体との連携強化
災害発生後の災害応急対策活動は、本市、各防災関係機関、団体が連携して実施していく。連携した活動が適切・確実に行えるよう、あらかじめ災害応急活動についての協定等の締結及び定期的な情報交換の実施について整備していく。
(2)　設置基準
ア　災害が発生し、又は災害発生が予想され、その規模及び範囲から、本部を設置して応急対応を必要とするとき。
イ　震度５弱以上の地震が発生したとき。
ウ　前記のほか、著しい激甚災害で、特に応急対策を実施する必要があるとき。
(3)　協議事項
ア　本部会議
本部長は、本部会議の議長となり、次の事項について協議する。
(ｱ)　災害の予防及び災害応急対策の策定に関する事項
(ｲ)　自衛隊の派遣要求に関する事項
(ｳ)　災害救助法の発動に関する事項
(ｴ)　その他必要な重要事項
イ　対策本部支援室
対策本部支援室の所掌事務は次のとおりとし、対策本部支援室長は、室員及び班員を必要の都度、必要な範囲で招集することができる。
(ｱ)　本部会議に関する事項
(ｲ)　災害情報の収集及び伝達に関する事項
(ｳ)　被害状況等の報告及び公表に関する事項
(略)
(ｻ)　その他、本部長の指示する事項</td>
<td>エ　~~協議事項~~対策本部会議
(ｱ)　本部長は、本部会議の議長となり、次の事項について協議する。
~~(ｱ)~~ a　災害の予防及び災害応急対策の策定に関する事項
~~(ｲ)~~ b　自衛隊の派遣要求に関する事項
~~(ｳ)~~ c　災害救助法の発動に関する事項
~~(ｴ)~~ d　その他必要な重要事項
(ｲ)　編成（表－１）
<table><tr><td>本部長</td><td>市　長</td></tr><tr><td>副本部長</td><td>副市長
教育長</td></tr><tr><td>本部員</td><td>総務部長、政策監、市長公室長、教育審議員（学校調整監）、市民生活部長、都市建設部長、産業振興部長、健康福祉部長、こども部長、教育委員会教育部長、議会事務局長、会計管理者、水道局長、消防団長</td></tr><tr><td>オブザーバー</td><td>合志市議会議長、合志市防災士連絡協議会会長</td></tr></table>オ　対策本部支援室
本部の事務を処理するため、災害対策本部支援室を置くものとする。
(ｱ)　対策本部支援室の所掌事務は下記のとおりとし、対策本部支援室長は、室員及び班員を必要の都度、必要な範囲で招集することができる。
~~(ｱ)~~ a　本部会議に関する事項
~~(ｲ)~~ b　災害情報の収集及び伝達に関する事項
~~(ｳ)~~ c　被害状況等の報告及び公表に関する事項
(略)
~~(ｻ)~~ k　その他、本部長の指示する事項</td>
<td></td>
<td>35

36</td>
</tr>
</table>

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
ウ　各災害対策部の分掌事務 各災害対策部の分掌事務は、おおむね次のとおりとし、各災害対策部の分掌事務を有する部（局）長は、あらかじめ担当事務を定め所属職員に周知徹底をしておくものとする (ｱ)　対策本部支援室各班の主要業務 (ｲ)　各対策部の編成及び主要業務 エ　２次災害防止体制 （略） オ　合志市議会災害対策支援本部 （略） ２．迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 市は、円滑な災害対応を行うため、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。	(ｲ)　対策本部支援室~~各班~~の主要業務（表－２） カ　各災害対策部~~の分掌事務~~ (ｱ)　各災害対策部の~~分掌~~事務分掌は、おおむね次のとおりとし、各災害対策部の~~分掌事務を有する~~部（局）長は、あらかじめ担当事務を定め所属職員に周知徹底をしておくものとする。 (ｲ)　各災害対策部の編成及び事務分掌（表－３） キ　災害対策本部マニュアルの作成 （略） ク　２次災害防止体制 （略） ケ　合志市議会災害対策支援本部 （略） (3)　防災関係機関及び団体との連携強化 災害発生後の災害応急対策活動は、本市、各防災関係機関、団体が連携して実施する~~していく~~。連携した活動が適切かつ確実に行えるよう、あらかじめ災害応急活動についての協定等の締結及び定期的な情報交換の実施について整備を行う~~していく~~。 ２．迅速かつ円滑な災害応急対策~~への備え~~ 市は、円滑な災害対応を行うため、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各防災関係機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）~~を~~の作成~~するよう~~及び適切な災害対応に努める~~ものとする~~。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の~~効果的な運用~~実効性の向上に努める~~ものとする~~。	記載要領の変更 記載位置の変更(1)→(3) 表現の修正	37

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前

(ｱ)　対策本部支援室各班の主要業務

機能	班	班　長	主要業務
応急対応機能	土木班	建設課長	1．各河川の水位情報収集 2．土砂災害発生（被害）情報の収集 3．道路に関する被害情報の収集 4．土砂災害発生時の応急措置 5．道路に関する応急措置 6．道路交通規制の実施及び警察署との連携調整
（略）			
調査機能	被害認定調査チーム	税務課長	1．住家被害の調査 2．申請窓口の開設・交付

(ｲ)　各対策部の編制及び主要業務

対策部名	部長	担当課	分　掌　事　項
総務対策部	総務部長	（略）	（略）
		総務課	1．対策本部支援室、各対策部の応援に関すること 2．職員の配置、動員の調整に関すること 3．区長との連絡調整に関すること 4．災害対応が長期に至った場合の勤務時間の統制に関すること 5．動員職員の食糧確保に関すること 6．職員の安否及び被害状況に関すること 7．応急食糧の確保及び調達に関すること （略）

修正後

~~(ｱ)~~　対策本部支援室~~各班~~の主要業務　（表－２）

機能	班	班　長	主要業務
応急対応機能	土木班	建設課長	1．各河川の水位情報収集 2．土砂災害発生（被害）情報の収集 3．道路に関する被害情報の収集 4．土砂災害発生時の応急措置 5．道路に関する応急措置 6．道路交通規制の実施及び警察署との連携調整 **7．上下水道に関する被害情報の収集**
（略）			
調査機能	被害認定調査チーム	税務課長	**1．申請調査**窓口の開設~~及び交付~~ 2．住家被害の調査

~~(ｲ)~~　各**災害**対策部の編制及び事務**分掌**　（表－３）

対策部名	部長	担当課	**事　務**　分　掌　~~事　項~~
総務対策部	総務部長	（略）	（略）
		総務課	1．対策本部支援室、各対策部の応援に関すること 2．職員の配置**及び**動員の調整に関すること 3．区長との連絡調整に関すること 4．災害対応が長期に至った場合の勤務時間の統制に関すること 5．動員職員の食糧確保に関すること **6．動員職員の健康管理に関すること** 7．職員の安否及び被害状況に関すること （略）

修正理由等	P
本文と整合	
上下水道に関する事項の追加	38
調査に関する事項に限定	
本文と整合	39
職員の健康管理について追加	

合志市地域防災計画新旧対比表

<table>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th><th>修正理由等</th><th>P</th></tr>
<tr>
<td>
<table>
<tr><th>対策部名</th><th>部長</th><th>担当課</th><th>分　掌　事　項</th></tr>
<tr><td>総務対策部</td><td>総務部長</td><td>財政課
管財課</td><td>（略）
4．普通財産及び市有施設全般（学校、市営住宅、上下水道施設を除く。）の被害調査及び応急対策・復旧に関すること
5．応急対策物品の購入に関すること</td></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">広報報道対策部</td><td rowspan="2">市長公室長</td><td>秘書政策課</td><td>1．報道機関との連絡に関すること
2．救助物資の集配の体制整備に関すること</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>市民対策部</td><td>市民生活部長</td><td>市民課
西合志総合窓口課
税務課
環境衛生課</td><td>（略）
5．住家の被害認定調査に関すること
6．防疫（消毒活動）の実施に関すること
7．死体の収容及び安置に関すること
8．火葬施設に係る被害調査及び施設運営の調整に関すること
9．し尿の処理に関すること
10．災害ごみ（がれき等）の収集運搬に関すること
11．衛生材料の供給に関すること</td></tr>
</table>
</td>
<td>
<table>
<tr><th>対策部名</th><th>部長</th><th>担当課</th><th>事　務　分　掌　~~事　項~~</th></tr>
<tr><td>総務対策部</td><td>総務部長</td><td>財政課
管財課</td><td>（略）
4．普通財産及び市有施設全般（学校、市営住宅及び上下水道施設を除く。）の被害調査及び応急対策及び復旧に関すること
5．応急対策物品の購入に関すること
6．ふるさと納税に関する事</td></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">広報報道対策部</td><td rowspan="2">市長公室長</td><td>秘書政策課</td><td>1．報道機関との連絡に関すること
2．~~救助物資の集配の体制整備に関すること~~市長及び副市長の秘書に関すること</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>市民対策部</td><td>市民生活部長</td><td>市民課
西合志総合窓口課
税務課
環境衛生課</td><td>（略）
5．住家の被害認定調査に関すること
6．防疫（~~消毒活動~~そ族昆虫の駆除等）活動の実施に関すること
7．死体の収容及び安置に関すること
8．火葬施設に係る被害調査及び施設運営の調整に関すること
9．し尿の処理に関すること
10．災害ごみ（がれき等）の収集運搬に関すること
11．衛生材料の供給に関すること</td></tr>
</table>
</td>
<td>ふるさと納税について追加

業務変更
輸送業務担当へ

防疫目的の明記</td>
<td>39</td>
</tr>
</table>

志市地域防災計画新旧対比表

修正前				修正後				修正理由等	P
対策部名	部長	担当課	分　掌　事　項	対策部名	部長	担当課	分　掌　事　項		
健康対策部	健康福祉部長	福祉課 高齢者支援課 健康ほけん課	（略） 4．避難行動要支援者の救護活動等に関すること 5．高齢者福祉施設、障がい者施設及び児童保育施設の被害調査に関すること 6．災害救助法に基づく諸対策に関すること 7．医療機関及び保健医療調整本部等との連絡調整に関すること （略） 10．救助物資の集配の体制整備に関すること 11．義援金品、見舞金等の受付配分及び輸送に関すること	健康対策部	健康福祉部長	福祉課 高齢者支援課 健康ほけん課	（略） 4．避難行動要支援者の救護活動等に関すること 5．防疫（感染症対策等）活動の実施に関すること 6．高齢者福祉施設及び、~~、~~障がい者施設~~及び児童保育施設~~の被害調査に関すること 7．災害救助法に基づく諸対策に関すること 8．医療機関及び菊池地域保健医療調整現地本部等との連絡調整に関すること （略） 11．避難所（福祉避難所）における救助物資の集配の体制整備に関すること 12．義援金品、見舞金等の受付配分及び輸送に関すること	防疫内容の明記 こども対策部へ移管 正式名 福祉避難所での管理	40
こども対策部	こども部長	こども未来課 こども家庭課	1．避難所での性的被害防止に関すること （略）	こども対策部	こども部長	こども未来課 こども家庭課	1．児童保育施設の被害調査に関すること 2．避難所での性的被害防止に関すること （略）	健康対策部から移管	
産業対策部	産業振興部長	商工振興課	（略） 4．生活必需品の調達及び配給に関すること 5．救援物資の輸送に関すること 6．被害中小企業者に対する融資のあっせんに関すること 7．罹災証明書の発行に関すること（事業所用）	産業対策部	産業振興部長	商工振興課	4．生活必需品の調達及び配給に関すること 5．救援物資の受入、管理、輸送及び集配の体制整備に関すること 6．被害中小企業者に対する融資のあっせんに関すること 7．罹災証明書の発行に関すること（事業所用）	輸送等業務の統制 罹災証明	
		農政課 農業委員会事務局	（略） 7．国営菊池台地施設の被害の情報収集及び使用に関すること 8．罹災証明書の発行に関すること（農林業に関する物）			農政課 農業委員会事務局	（略） 7．国営菊池台地施設の被害の情報収集及び使用に関すること 8．罹災証明書の発行に関すること（農林業に関する物）		

志市地域防災計画新旧対比表

<table>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th><th>修正理由等</th><th>P</th></tr>
<tr>
<td>
<table>
<tr><th>対策部名</th><th>部長</th><th>担当課</th><th>分　掌　事　項</th></tr>
<tr><td>文教対策部</td><td>教育委員会教育部長</td><td>学校教育課</td><td>１．避難所の開設・運営に関すること
２．学校施設の被害調査及び情報収集に関すること
３．市立学校の施設復旧に関すること
４．応急教育施設の確保に関すること
５．児童及び生徒の応急教育対策に関すること
６．教材・学用品の調達・配給に関すること
７．児童及び生徒の安全避難対策に関すること
８．給食施設、供給体制等の被害状況の把握に関すること
９．児童及び生徒の保健衛生に関すること
10．避難所（学校施設）の調整、運営及び鍵の保管に関すること</td></tr>
</table>
</td>
<td>
<table>
<tr><th>対策部名</th><th>部長</th><th>担当課</th><th>分　掌　事　項</th></tr>
<tr><td>文教対策部</td><td>教育委員会教育部長</td><td>学校教育課</td><td>１．避難所の開設及び運営に関すること
２．学校施設の被害調査及び情報収集に関すること
３．市立学校の施設復旧に関すること
４．応急教育施設の確保に関すること
５．児童及び生徒の応急教育対策に関すること
６．教材及び学用品の調達並びに配給に関すること
７．児童及び生徒の安全避難対策に関すること
８．給食施設、供給体制等の被害状況の把握に関すること
９．児童及び生徒の保健衛生に関すること
10．避難所（学校施設）の調整、運営及び鍵の保管に関すること
11．避難所における救助物資の集配の体制整備に関すること</td></tr>
</table>
</td>
<td>避難所での管理</td>
<td>41</td>
</tr>
</table>

市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
第２節　動員計画（安全安心課） （略） ２．市役所職員の配置 （1）　災害発生のおそれのある場合 ア　関係部（局）長による配置 （ｱ）　災害処理に関係を有する部（局）長は、次の発表、通報若しくは指示（以下「発表等」という。）があったときは、所属職員を必要に応じ応急措置のため配置し、第５節「気象予警報等伝達計画」に基づき、注意報又は警報等が伝達された場合、情報収集及び災害活動に当たらせるものとする。このため災害処理に関係を有する部（局）長は、所属職員の応急措置に関する担当事務をあらかじめ定め、周知徹底しておくものとする。 （略） ３．市職員の配置基準及び応援 （略） （1）　災害対策本部設置前の情報収集体制 ア　情報連絡室 （略） （ｲ）　設置基準 気象業務法等に基づく災害に関する注意報（警報級）、警報又は自主避難所を開設した場合、震度４又は長周期地震動階級３以上、南海トラフ地震臨時情報（※安全安心課対応）が発表された場合、安全安心課長が設置する必要を判断の上、市長及び総務部長に報告し、設置する。 この際、自主避難所を開設する必要がないと判断した場合は、②③及び④は動員しない。	第２節　動員計画（安全安心課・各部局） （略） ２．市役所職員の配置 （1）　災害発生のおそれのある場合 ア　関係部（局）長による配置 （ｱ）　災害処理に関係を有する部（局）長は、~~次の発表、通報若しくは指示（以下「発表等」という。）があったときは、所属職員を必要に応じ応急措置のため配置し、~~第５節「気象予警報等伝達計画」に基づき、注意報又は警報等が伝達された場合、所属職員を必要に応じて応急措置のため配置し、情報収集及び災害活動に当たらせるものとする。このため災害処理に関係を有する部（局）長は、所属職員の応急措置に関する担当事務をあらかじめ定め、周知徹底しておくものとする。 （略） ３．各段階における市職員の配置基準~~及び応援~~ （略） （1）　災害対策本部設置前の情報収集体制 ア　情報連絡室 （略） （ｲ）　設置基準 市内に気象業務法等に基づく災害に関する注意報（警報級）、警報が発表又は自主避難所を開設した場合、震度４又は長周期地震動階級３以上、南海トラフ地震臨時情報（※安全安心課対応）が発表された場合、安全安心課長が設置する必要を判断の上、市長及び総務部長に報告し、設置する。 この際、自主避難所を開設する必要がないと判断した場合は、~~②~~③及び④は~~動員しない。~~自宅待機又は連絡が取れる体制とする。又③は、自主避難所開設以降は自宅待機とし、自主避難所を増設する場合に再度動員する。	各部局の協力が必要な為 地域の明示 市民対応班、自主避難所開設支援班及び避難所班の出動要件変更 業務変更 産業振興部の明記 班名及び業務等変更	42 43

市地域防災計画新旧対比表

<table>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th><th>修正理由等</th><th>P</th></tr>
<tr>
<td>
(ｳ)　組織及び主要業務
<table>
<tr><th>長</th><th colspan="2">編　成</th><th>人員</th><th>主要業務</th></tr>
<tr><td rowspan="5">安全安心課長</td><td rowspan="2">①情報連絡班</td><td>※安全安心課</td><td>2</td><td rowspan="2">・情報の収集
・関係職員への連絡
・警戒本部設置準備
・軽易な応急対応</td></tr>
<tr><td>都市建設部水道局</td><td>2</td></tr>
<tr><td>②市民対応班</td><td>総務課</td><td>1</td><td>・電話対応</td></tr>
<tr><td>③自主避難所開設・運営班</td><td>生涯学習課</td><td>1</td><td>・避難所班の統括</td></tr>
<tr><td>④避難所班</td><td>動員計画</td><td>3</td><td>・避難所開設・運営</td></tr>
</table>
イ　災害警戒本部
(ｱ)　設置目的
高齢者等避難発令及び避難指示の為の必要な情報収集並びに災害発生時の応急措置により減災に万全を期す。
(ｲ)　設置基準
気象業務法等に基づく災害に関する土砂災害警戒情報（大雨警報、洪水警報含む）が発表された場合、震度５弱以上を観測した場合、総務部長は設置する旨を市長に報告し、設置する。
この際、必要な班を示し動員する。
</td>
<td>
(ｳ)　組織及び主要業務
<table>
<tr><th>長</th><th colspan="2">編　成</th><th>人員</th><th>主要業務</th></tr>
<tr><td rowspan="5">安全安心課長</td><td rowspan="2">①情報連絡班</td><td>※安全安心課</td><td>2</td><td rowspan="2">情報の収集
関係職員への連絡
避難所班の統括
警戒本部設置準備
軽易な応急対応</td></tr>
<tr><td>都市建設部
水道局
産業振興部</td><td>2</td></tr>
<tr><td>②市民対応班</td><td>総務課</td><td>1</td><td>電話対応</td></tr>
<tr><td>③自主避難所開設支援班</td><td>生涯学習課</td><td>（1）</td><td>避難所開設及び増設支援</td></tr>
<tr><td>④避難所班</td><td>動員計画</td><td>3</td><td>避難所開設及び運営</td></tr>
</table>
イ　災害警戒本部
(ｱ)　設置目的
高齢者等避難~~発令~~及び避難指示の~~為の~~発令に必要な情報収集並びに災害発生時の応急措置により減災に万全を期す。
(ｲ)　設置基準
市内に気象業務法等に基づく災害に関する土砂災害警戒情報（大雨警報、洪水警報含む）が発表された場合、震度５弱~~以上~~若しくは震度５強を観測した場合、総務部長は設置する旨を市長に報告し、設置する。或いは、長周期地震動階級３が発表された場合、必要に応じ、市長が当該配置を指示したとき。
震度５弱では「部長職以上」「警戒本部の要員」を参集、その他の職員は自宅待機又は連絡が取れる体制、震度５強では「部長職以上」を「課長職以上」とし、その他は同じ。
</td>
<td>市民対応班、自主避難所開設支援班及び避難所班の出動要件変更

業務変更
産業振興部の明記

班名及び業務等変更

表現修正

地震の場合の別標記を統合整理</td>
<td>44

44

44</td>
</tr>
</table>

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前

(ｳ)　組織及び主要業務

長	編　成		人員	主要業務
総務部長	①総括班 安全安心課長	安全安心課	2	警戒本部業務の統括 ・対策本部設置準備 ・高齢者等避難発令 ・避難所開設見積 ・防災関係機関との情報交換
		必要により 安全安心課ＯＢ	2	
	（略）			
	⑥援護班 福祉課長	福祉課 高齢者支援課 健康ほけん課	2	・福祉避難所との調整 ・避難行動要支援者への措置
			1	・避難所での救護・巡回
		こども未来課 こども家庭課	1	・避難所での母子等のニーズの把握

【配置体制の基準】

区　分	配　置　基　準	配　置　内　容
各対策部	ア．広域にわたる災害が発生し、特に被害が甚大な場合で、全職員をもって災害対策に対処する必要のある場合。 イ．その他必要に応じ、本部長（市長）が当該配置を指示したとき。	全職員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動が協力的に推進できる体制とする。 職員の配置については、次表のとおりとする。

修正後

(ｳ)　組織及び主要業務

長	編　成		人員	主要業務
総務部長	①総括班 安全安心課長	安全安心課	4	警戒本部業務の統括 対策本部設置準備 高齢者等避難発令 避難所開設見積 防災関係機関との情報交換
		必要により 安全安心課ＯＢ （他部局）	（1）	
	（略）			
	⑥援護班 福祉課長	福祉課 高齢者支援課 健康ほけん課	2	福祉避難所との調整 避難行動要支援者への措置
			1 必要に応じ増員	避難所での救護・巡回 （保健師）
		こども未来課 こども家庭課	1	避難所での母子等のニーズの把握

【配置体制の基準】

区　分	配　置　基　準	配　置　内　容
各対策部	ア．広域にわたる災害が発生し、特に被害が甚大な場合で、全職員をもって災害対策に対処する必要のある場合。 イ．その他必要に応じ、本部長（市長）が当該配置を指示したとき。	全職員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動が協力的に推進できる体制とする。 ~~職員の配置については、次表のとおりとする。~~

資料編 P125「職員配置体制」参照

修正理由等 / P

修正理由等	P
実業務に整合	44
保健士の勤務状況	45
職員配置表（次表）削除	45

合志市地域防災計画新旧対比表

<table>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th><th>修正理由等</th><th>P</th></tr>
<tr>
<td>
(3)　地震の場合の配置体制
市内で配置基準の震度の地震が発生した場合、又は、地震発生の可能性の高まりについて情報が発表された場合、本部長（市長）は、必要に応じ関係部（局）長を招集し、情報を検討の上、次の職員を配置し、情報の収集等に当たらせるものとする。ただし、災害状況により、その他関係部（局）の職員を配置する。配置基準及び配置体制は次表のとおり。
<table>
<tr><th>区　分</th><th>配　置　基　準</th><th>配　置　内　容</th></tr>
<tr><td>情報連絡室
（第1警戒体制）</td><td>市内で震度４または長周期地震動階級３以上の地震が発生したとき。
又は地震発生の可能性の高まりについての情報（南海トラフ地震臨時情報：安全安心課対応）が発表され、必要に応じ、市長が当該配置を指示したとき。
「部長職以上」「安全安心課２名、都市建設部・水道局、産業振興部２名」その他の職員は自宅待機または、連絡の取れる体制</td><td>地震情報伝達及び被害情報の収集を行う体制とする。
市長は、収集した情報等を勘案し、必要により災害警戒本部を設置し、災害応急措置の実施に当たる。</td></tr>
<tr><td>災害警戒本部
（第2警戒体制）</td><td>市内で震度５弱若しくは震度５強の地震が発生したとき。
又は長周期地震動階級３が発表された場合、必要に応じ、市長が当該配置を指示したとき。
「課長職以上」「警戒本部員」その他の職員は自宅待機または、連絡の取れる体制</td><td>地震情報伝達及び被害情報の収集、状況に応じ、それぞれの災害応急活動及び避難誘導が協力的に推進できる体制とする。
市長は、必要により災害対策本部（本部支援室は要員をもって設置）を設置し、（本部員は本部会議室に招致）各対策部における所掌事務の実施に当たる。</td></tr>
<tr><td>各対策部
（第3警戒体制）</td><td>市内で震度６弱以上の地震が発生したとき。又は長周期地震動階級４が発表された場合、必要に応じ、本部長が当該配置を指示したとき。「全職員参集」</td><td>全職員により、状況に応じてそれぞれの災害応急活動が協力的に推進できる体制とする。
※災害対策本部設置は第２警戒体制に準じる。</td></tr>
</table>
</td>
<td>
(3)　~~地震の場合の配置体制~~
~~市内で配置基準の震度の地震が発生した場合、又は、地震発生の可能性の高まりについて情報が発表された場合、本部長（市長）は、必要に応じ関係部（局）長を招集し、情報を検討の上、次の職員を配置し、情報の収集等に当たらせるものとする。ただし、災害状況により、その他関係部（局）の職員を配置する。配置基準及び配置体制は次表のとおり。~~
<table>
<tr><th>~~区　分~~</th><th>~~配　置　基　準~~</th><th>~~配　置　内　容~~</th></tr>
<tr><td>~~情報連絡室
（第1警戒体制）~~</td><td>~~市内で震度４または長周期地震動階級３以上の地震が発生したとき。~~
~~又は地震発生の可能性の高まりについての情報（南海トラフ地震臨時情報：安全安心課対応）が発表され、必要に応じ、市長が当該配置を指示したとき。~~
~~「部長職以上」「安全安心課２名、都市建設部・水道局、産業振興部２名」その他の職員は自宅待機または、連絡の取れる体制~~</td><td>~~地震情報伝達及び被害情報の収集を行う体制とする。~~
~~市長は、収集した情報等を勘案し、必要により災害警戒本部を設置し、災害応急措置の実施に当たる。~~</td></tr>
<tr><td>~~災害警戒本部
（第2警戒体制）~~</td><td>~~市内で震度５弱若しくは震度５強の地震が発生したとき。~~
~~又は長周期地震動階級３が発表された場合、必要に応じ、市長が当該配置を指示したとき。~~
~~「課長職以上」「警戒本部員」その他の職員は自宅待機または、連絡の取れる体制~~</td><td>~~地震情報伝達及び被害情報の収集、状況に応じ、それぞれの災害応急活動及び避難誘導が協力的に推進できる体制とする。~~
~~市長は、必要により災害対策本部（本部支援室は要員をもって設置）を設置し、（本部員は本部会議室に招致）各対策部における所掌事務の実施に当たる。~~</td></tr>
<tr><td>~~各対策部
（第3警戒体制）~~</td><td>~~市内で震度６弱以上の地震が発生したとき。又は長周期地震動階級４が発表された場合、必要に応じ、本部長が当該配置を指示したとき。「全職員参集」~~</td><td>~~全職員により、状況に応じてそれぞれの災害応急活動が協力的に推進できる体制とする。~~
~~※災害対策本部設置は第２警戒体制に準じる。~~</td></tr>
</table>
</td>
<td>統合整理
削除</td>
<td></td>
</tr>
</table>

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
(4)　指定避難所の点検 （略） (5)　自主避難所の開設 気象業務法に基づく災害に関する警報が発表され、災害発生のおそれがある場合、または、熊本県において震度５弱以上で（地震が続くおそれ）不安な住民の為、もしくは災害が発生した場合において、自主避難所として開設が必要と判断した場合に開設する。細部は、別添「合志市地域防災計画職員動員計画表」（以下「計画表」という。）による。また、配置職員については、総務部長の指示により、計画表に基づき担当部（局）の職員で速やかに運営にあたるものとする。（注意：台風対応の場合は、基本、警報発表前に開設する。開設する避難所は当時の状況により情報連絡室又は安全安心課の協議により決定する。） ア　自主避難所の開設における配置職員については、開設決定した避難所に対し、担当する各部局等の担当職員を動員して配置する。 イ　担当職員は、避難所施設の鍵を掌握する。 ウ　避難所担当職員は、施設の開・施錠、照明、空調等に対処し、災害弱者の特性に可能な限り配慮する。 エ　予備鍵は教育委員会教育部で保管する。 (6)　職員の応援 （略） (7)　被災市町村等への職員派遣 （略）	(3)　避難所の点検と開設 ア　指定避難所の点検 （略） イ　自主避難所の開設 気象業務法に基づく災害に関する警報が発表され、災害発生のおそれがある場合、または、熊本県において震度５弱以上で（地震が続くおそれ）不安な住民の為、もしくは災害が発生した場合において、自主避難所として開設が必要と判断した場合に開設する。細部は、別添「合志市地域防災計画職員動員計画表」（以下「計画表」という。）による。また、配置職員については、総務部長の指示により、計画表に基づき担当部（局）の職員で速やかに開設~~運営~~にあたるものとする。（注意：台風対応の場合は、基本、警報発表前に開設する。開設する避難所は当時の状況により情報連絡室又は安全安心課の協議により決定する。） (ｱ)　自主避難所の開設における配置職員については、開設決定した避難所に対し、担当する各部局等の担当職員を動員して配置する。 (ｲ)　担当職員は、避難所施設の鍵を掌握した後、各自主避難所へ前進して施設の開錠及び施錠、照明、空調等を管理~~に対処~~し、避難者の内、高齢者等の災害弱者~~の特性~~に対して可能な限り配慮する。 (ｳ)　予備鍵は教育委員会教育部で保管する。 ４．応援等 (1)　職員の応援 （略） (2)　被災市町村等への職員派遣 （略）	項目修正 用語の適正化 表現の修正 項目修正	45 46

合志市地域防災計画新旧対比表

<table>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th><th>修正理由等</th><th>P</th></tr>
<tr>
<td>
第３節　自衛隊派遣要請計画（安全安心課）
（略）
５．各自衛隊の担任区分
<table>
<tr><th colspan="2">自　衛　隊　別</th><th>担　　当　　地　　域</th></tr>
<tr><td>陸上自衛隊
第８師団</td><td>第 42 即応
機動連隊</td><td>熊本市、宇土市、菊池市、山鹿市、玉名市、荒尾市、宇城市、阿蘇市、合志市、下(上)益城郡、菊池郡、阿蘇郡、玉名郡（宇城市、美里町、山都町(を含む。)以北）</td></tr>
<tr><td>陸上自衛隊
西部方面隊</td><td>西部方面
特科連隊</td><td>八代市、人吉市、水俣市、天草郡、八代郡、球磨郡、芦北郡（上天草市、氷川町、八代市（を含む。）以南）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table>
</td>
<td>
第３節　自衛隊派遣要請計画（安全安心課）
（略）
５．各自衛隊の担任区分
<table>
<tr><th colspan="2">自　衛　隊　別</th><th>担　　当　　地　　域</th></tr>
<tr><td>陸上自衛隊
第８師団</td><td>第 42 即応
機動連隊</td><td>熊本市、宇土市、菊池市、山鹿市、玉名市、荒尾市、宇城市、阿蘇市、合志市、下(上)益城郡、菊池郡、阿蘇郡、玉名郡（宇城市、美里町、山都町(を含む。)以北）</td></tr>
<tr><td>~~陸上自衛隊~~
~~西部方面隊~~
~~第 42 即応~~
~~機動連隊~~</td><td>~~西部方面~~
~~特科連隊~~
~~第２中隊~~</td><td>~~八代市、人吉市、水俣市、天草郡、八代郡、球磨郡、芦北郡（上天草市、氷川町、八代市（を含む。）以南）~~　合志市</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table>
</td>
<td>担任地域変更</td>
<td>49</td>
</tr>
</table>

合志市地域防災計画新旧対比表

<table>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th><th>修正理由等</th><th>P</th></tr>
<tr><td>第４節　民間団体活用計画（各部局）
（略）
第５節　　気象予警報等伝達計画（安全安心課）
１．予警報等の定義
（1）　特別警報、警報及び注意報
（略）
熊本地方気象台が発表する特別警報、警報、注意報、の種類及び発表基準
<table>
<tr><th colspan="2">種　　類</th><th>発　表　基　準</th></tr>
<tr><td rowspan="5">特別警報</td><td>大雨特別警報</td><td rowspan="4">（略）</td></tr>
<tr><td>大雪特別警報</td></tr>
<tr><td>暴風特別警報</td></tr>
<tr><td>暴風雪特別警報</td></tr>
<tr><td>波浪特別警報</td><td>高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td></tr>
<tr><td></td><td>高潮特別警報</td><td>台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当</td></tr>
<tr><td rowspan="4">警報</td><td>大雨警報</td><td rowspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>洪水警報</td></tr>
<tr><td>大雪警報</td><td>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。12時間の降雪の深さが、平地10cm以上、山地20cm以上になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。平均風速20m/s以上になると予想される場合</td></tr>
</table></td>
<td>第４節　民間団体活用計画（安全安心課・各部局）
（略）
第５節　　気象予警報等伝達計画（安全安心課）
１．予警報等の定義
（1）　特別警報、警報及び注意報
（略）
熊本地方気象台が合志市に発表する特別警報、警報、注意報、の種類及び発表基準※
<table>
<tr><th colspan="2">種　　類</th><th>発　表　基　準</th></tr>
<tr><td rowspan="5">特別警報</td><td>大雨特別警報</td><td rowspan="4">（略）</td></tr>
<tr><td>大雪特別警報</td></tr>
<tr><td>暴風特別警報</td></tr>
<tr><td>暴風雪特別警報</td></tr>
<tr><td>~~波浪特別警報~~</td><td>~~高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。~~</td></tr>
<tr><td></td><td>~~高潮特別警報~~</td><td>~~台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当~~</td></tr>
<tr><td rowspan="4">警報</td><td>大雨警報</td><td rowspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>洪水警報</td></tr>
<tr><td>大雪警報</td><td>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。~~12時間の降雪の深さが、平地10cm以上、山地20cm以上になると予想される場合~~</td></tr>
<tr><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。~~平均風速20m/s以上になると予想される場合~~</td></tr>
</table></td>
<td>気象庁施策による修正

合志市に対する発令基準無

資料編に記載</td>
<td>49

51</td></tr>
</table>

合志市地域防災計画新旧対比表

<table>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th><th>修正理由等</th><th>P</th></tr>
<tr>
<td>
<table>
<tr><th colspan="2">種　類</th><th>発　表　基　準</th></tr>
<tr><td rowspan="3">警報</td><td>暴風雪警報</td><td>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
雪を伴い、平均風速20m/s以上になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>波浪警報</td><td>高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的な基準は資料編参照</td></tr>
<tr><td>高潮警報</td><td>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的な基準は資料編参照
危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当</td></tr>
<tr><td rowspan="5">注意報</td><td>大雨注意報</td><td rowspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>洪水注意報</td></tr>
<tr><td>大雪注意報</td><td>大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
12時間の降雪の深さが、平地３cm以上、山地５cm以上になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>強風注意報</td><td>強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
平均風速10m/s以上になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>風雪注意報</td><td>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。雪を伴い平均風速10m/s以上になると予想される場合</td></tr>
</table>
</td>
<td>
<table>
<tr><th colspan="2">種　類</th><th>発　表　基　準</th></tr>
<tr><td rowspan="3">警報</td><td>暴風雪警報</td><td>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
~~雪を伴い、平均風速20m/s以上になると予想される場合~~</td></tr>
<tr><td>~~波浪警報~~</td><td>~~高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的な基準は資料編参照~~</td></tr>
<tr><td>~~高潮警報~~</td><td>~~台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的な基準は資料編参照~~
~~危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当~~</td></tr>
<tr><td rowspan="5">注意報</td><td>大雨注意報</td><td rowspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>洪水注意報</td></tr>
<tr><td>大雪注意報</td><td>大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
~~12時間の降雪の深さが、平地３cm以上、山地５cm以上になると予想される場合~~</td></tr>
<tr><td>強風注意報</td><td>強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
~~平均風速10m/s以上になると予想される場合~~</td></tr>
<tr><td>風雪注意報</td><td>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。~~雪を伴い平均風速10m/s以上になると予想される場合~~</td></tr>
</table>
</td>
<td>資料編に記載

合志市に対する発令基準無

資料編に記載

資料編に記載

資料編に記載</td>
<td>52</td>
</tr>
</table>

合志市地域防災計画新旧対比表

<table>
<tr><th colspan="2">修正前</th><th colspan="2">修正後</th><th>修正理由等</th><th>P</th></tr>
<tr><td colspan="2"><table>
<tr><th colspan="2">種　　類</th><th>発　表　基　準</th></tr>
<tr><td rowspan="6">注意報</td><td>波浪注意報</td><td>高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的な基準は資料編参照</td></tr>
<tr><td>高潮注意報</td><td>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的な基準は資料編参照。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当</td></tr>
<tr><td>濃霧注意報</td><td>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。濃霧によって視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>雷注意報</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>乾燥注意報</td><td>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。実効湿度が65％以下で最小湿度が40％以下になると予想される場合。</td></tr>
<tr><td>なだれ注意報</td><td>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。積雪の深さ100㎝以上で、１．気温３℃以上の好天　２．低気圧等による降雨　３．降雪の深さが30㎝以上のいずれかが予想される場合。</td></tr>
</table></td><td colspan="2"><table>
<tr><th colspan="2">種　　類</th><th>発　表　基　準</th></tr>
<tr><td rowspan="6">注意報</td><td>~~波浪注意報~~</td><td>~~高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的な基準は資料編参照~~</td></tr>
<tr><td>~~高潮注意報~~</td><td>~~台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的な基準は資料編参照。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当~~</td></tr>
<tr><td>濃霧注意報</td><td>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。~~濃霧によって視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合~~</td></tr>
<tr><td>雷注意報</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>乾燥注意報</td><td>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。~~実効湿度が65％以下で最小湿度が40％以下になると予想される場合。~~</td></tr>
<tr><td>なだれ注意報</td><td>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。~~積雪の深さ100㎝以上で、１．気温３℃以上の好天　２．低気圧等による降雨　３．降雪の深さが30㎝以上のいずれかが予想される場合。~~</td></tr>
</table></td><td>合志市に対する発令基準無

資料編に記載

資料編に記載

資料編に記載</td><td>52

54</td></tr>
</table>

合志市地域防災計画新旧比較表

<table>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th><th>修正理由等</th><th>P</th></tr>
<tr>
<td>
<table>
<tr><th colspan="2">種　　類</th><th>発　表　基　準</th></tr>
<tr><td rowspan="5">注意報</td><td>着氷注意報</td><td>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。大雪警報、大雪注意報の条件下で気温が－２℃から＋２℃と予想される場合</td></tr>
<tr><td>融雪注意報</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>着雪注意報</td><td>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
大雪警報、大雪注意報の条件下で気温が－２℃から＋２℃と予想される場合</td></tr>
<tr><td>霜注意報</td><td>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあるときに発表される。
11月20日までの早霜、３月20日以降の晩霜で最低気温３℃以下になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>低温注意報</td><td>低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。
冬期：平地で最低気温が－５℃以下になると予想される場合
夏期：日平均気温が平年より４℃以上低い日が３日続いたあと、さらに２日以上続くと予想される場合</td></tr>
</table>
</td>
<td>
<table>
<tr><th colspan="2">種　　類</th><th>発　表　基　準</th></tr>
<tr><td rowspan="5">注意報</td><td>着氷注意報</td><td>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。~~大雪警報、大雪注意報の条件下で気温が－２℃から＋２℃と予想される場合~~</td></tr>
<tr><td>融雪注意報</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>着雪注意報</td><td>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
~~大雪警報、大雪注意報の条件下で気温が－２℃から＋２℃と予想される場合~~</td></tr>
<tr><td>霜注意報</td><td>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあるときに発表される。
~~11月20日までの早霜、３月20日以降の晩霜で最低気温３℃以下になると予想される場合~~</td></tr>
<tr><td>低温注意報</td><td>低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。
~~冬期：平地で最低気温が－５℃以下になると予想される場合~~
~~夏期：日平均気温が平年より４℃以上低い日が３日続いたあと、さらに２日以上続くと予想される場合~~</td></tr>
</table>
※　具体的な基準は資料編を参照
</td>
<td>資料編に記載

資料編に記載

資料編に記載

資料編に記載

追記</td>
<td>52</td>
</tr>
</table>

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
(2)　気象情報 （略） ア　熊本県気象情報 （略） イ　記録的短時間大雨情報大雨警報発表中に、キキクルの「危険（紫）」が出現し、かつ数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨（熊本県では１　時間 110mm 以上）を観測もしくは解析した場合に発表される。	(2)　気象情報 （略） ア　熊本県気象情報 （略） イ　記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に、キキクルの「危険（紫）」が出現し、かつ数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨（熊本県では１　時間 110mm 以上）を観測もしくは解析した場合に発表される。	文章の修正	53
ウ　早期注意情報（警報級の可能性）、警報級の現象が５日先までに予想されるとき、その可能性を［高］、［中］の２段階で発表される。 （略）	ウ　早期注意情報（警報級の可能性）~~、~~ 警報級の現象が５日先までに予想されるとき、その可能性を［高］、［中］の２段階で発表される。 （略）	文章の修正	54
(4)　緊急地震速報（警報） （略） （注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を観測することにより、地震による強い地震が来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。	(4)　緊急地震速報（警報） （略） （注）緊急地震速報~~（警報）~~は、地震が発生してからその揺れを検知し、解析して発表する情報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。~~直後に震源に近い観測点で観測された地震波を観測することにより、地震による強い地震が来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。~~	気象庁施策による修正	55

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
気象予警報等の伝達系統 １．特別警報・警報、注意報の伝達系統 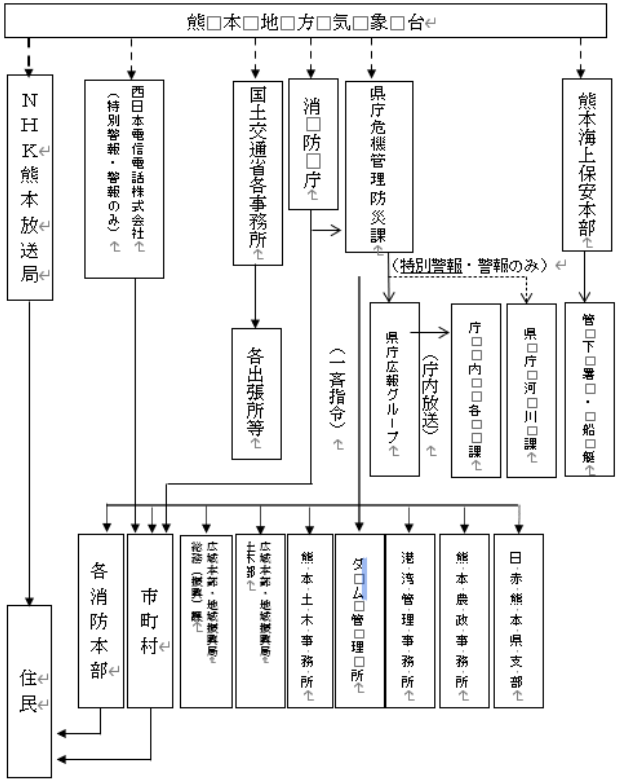 （注）(1)□県北広域本部及び熊本土木事務所においては、管内市町村の伝達状況の確認及び徹底を行う。 □□□(2)□□□□□□は庁内電話 □□□□□□□□□□□は防災情報ネットワーク □□□□□□□□□□□□は法定伝達先□□□□□□□□□□は防災行政無線 □□□‥(3)□特別警報が発表された際には、熊本県は市町村への通知が、市町村は住民等への周知の措置が、それぞれ義務付けられている。□	気象予警報等の伝達系統 １．特別警報・警報、注意報の伝達系統 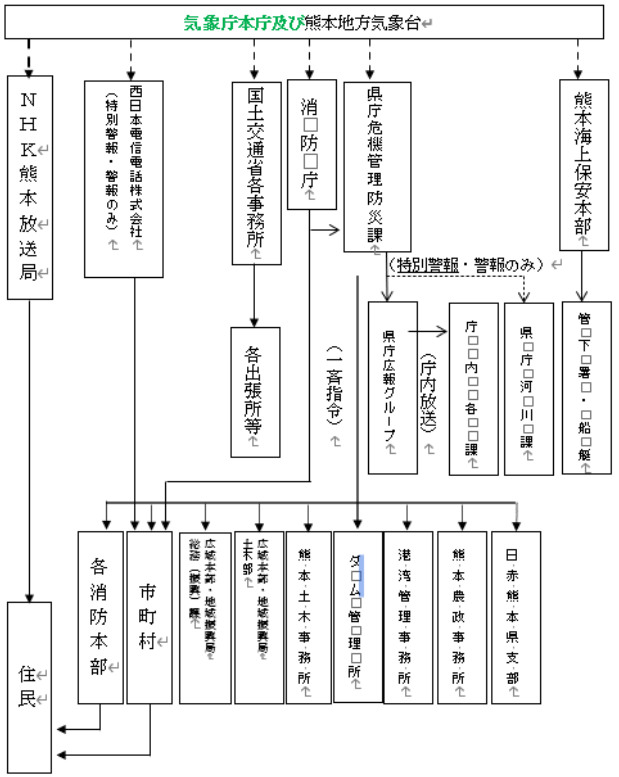 （注）(1)□県北広域本部及び熊本土木事務所においては、管内市町村の伝達状況の確認及び徹底を行う。 □□□(2)□□□□□□は庁内電話 □□□□□□□□□□□は防災情報ネットワーク □□□□□□□□□□□□は法定伝達先□□□□□□□□□□は防災行政無線 □□□‥(3)□特別警報が発表された際には、熊本県は市町村への通知が、市町村は住民等への周知の措置が、それぞれ義務付けられている。□	県地域防災計画との整合	58

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
2　水防警報の伝達系統 （略） (2)　知事が行う水防警報 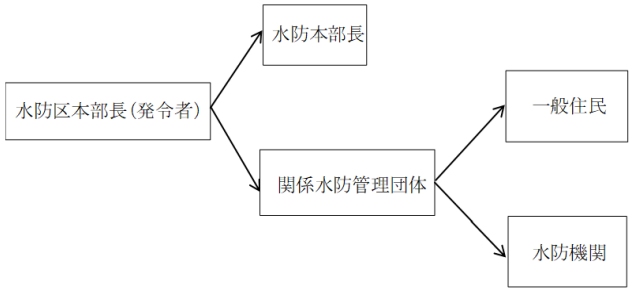 	2．水防警報の伝達系統 （略） (2)　知事が行う水防警報 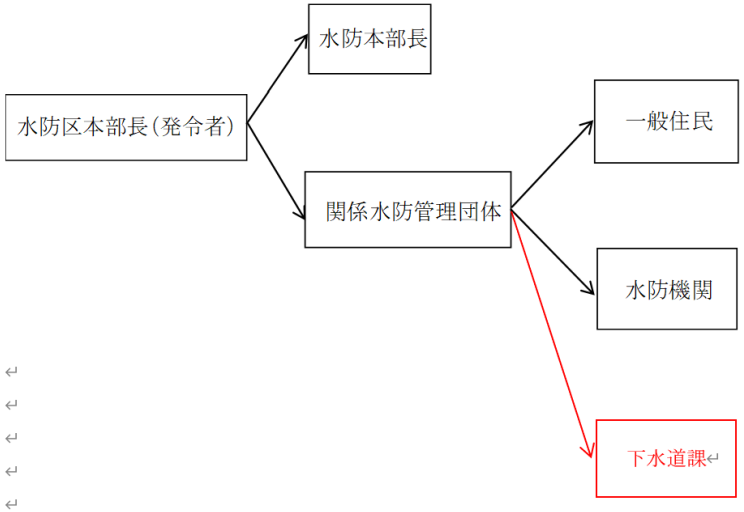 	黒石調整池の水門の調整を通じ、情報共有及び連携するため追記	59

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
3．地震に関する情報の伝達系統 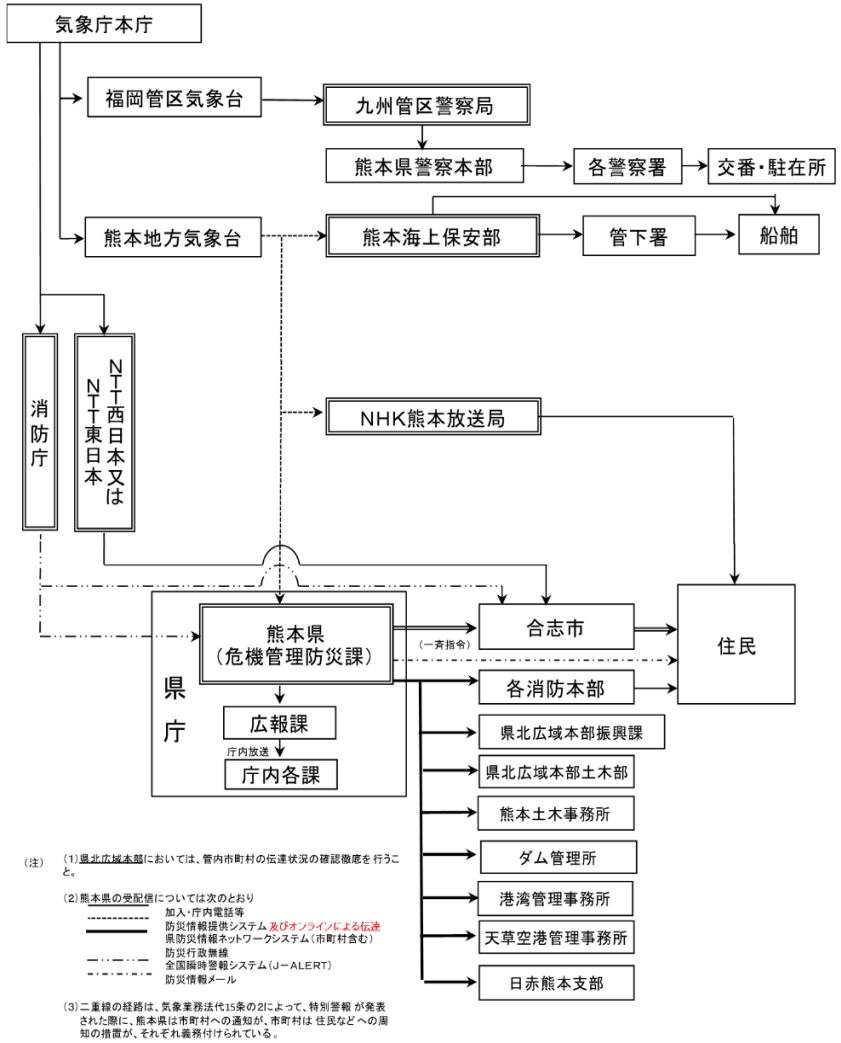 	3．地震に関する情報の伝達系統 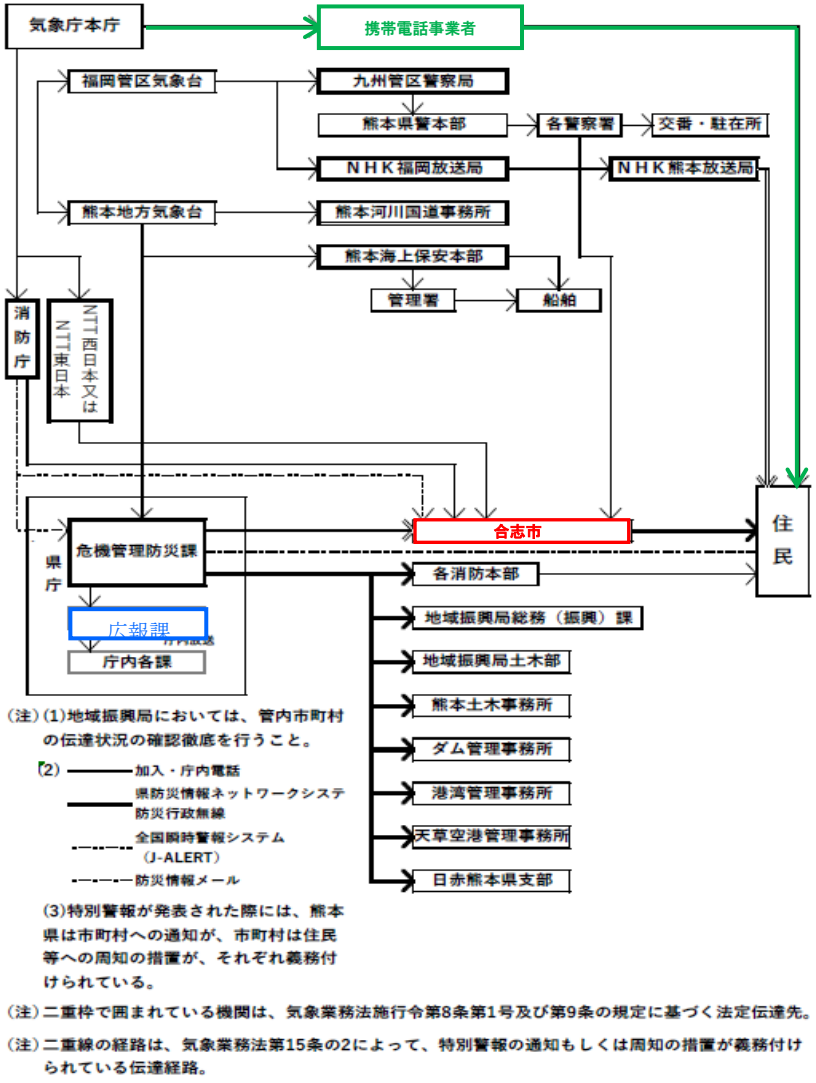 	県地域防災計画との整合 県 6. 10 組織改編	60

合志市地域防災計画新旧対比表

<table>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th><th>修正理由等</th><th>P</th></tr>
<tr><td>
第７節
（略）
４．被害等の調査・報告
（略）
(3)　収集及び報告要領
（略）
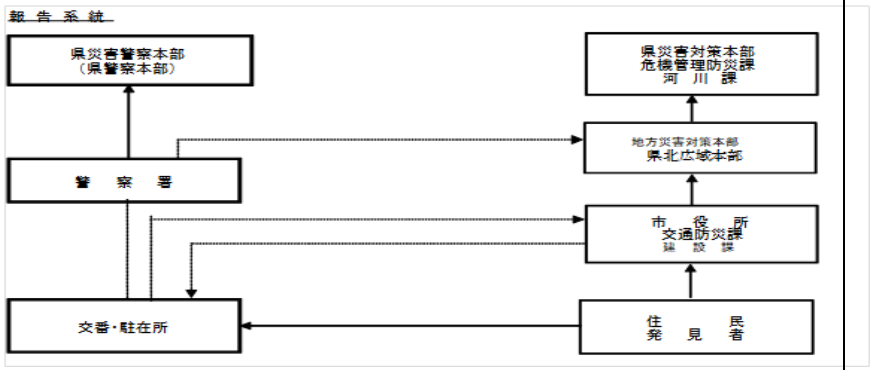

５．被害報告取扱要領
（略）
(2)　人的被害とは、次のとおりである。
<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>判　定　基　準</th></tr>
<tr><td rowspan="4">人的被害</td><td>死　者</td><td>当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。</td></tr>
<tr><td>行方不明</td><td rowspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>重　傷</td></tr>
<tr><td>軽　傷</td></tr>
</table>
</td>
<td>
第７節
（略）
４．被害等の調査・報告
（略）
(3)　収集及び報告要領
（略）
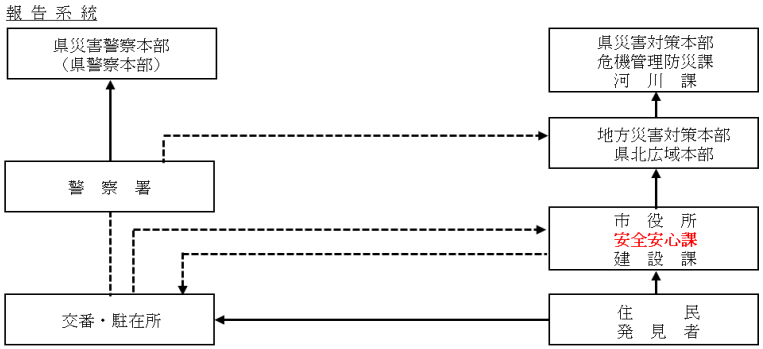

５．被害報告取扱要領
（略）
(2)　人的被害とは、次のとおりである。
<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>判　定　基　準</th></tr>
<tr><td rowspan="4">人的被害</td><td>死　者</td><td>当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者**とする。また、災害関連死者とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。**</td></tr>
<tr><td>行方不明</td><td rowspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>重　傷</td></tr>
<tr><td>軽　傷</td></tr>
</table>
</td>
<td>課名修正

県地域防災計画との整合</td>
<td>65

67</td>
</tr>
</table>

合志市地域防災計画新旧対比表

<table>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th><th>修正理由等</th><th>P</th></tr>
<tr><td>(3)　住家の被害とは次のとおりである。
<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>判　　定　　基　　準</th></tr>
<tr><td rowspan="8">住家の被害</td><td>住　家</td><td>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わないものである。</td></tr>
<tr><td>戸　数</td><td>孤立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部を戸の単位とする。</td></tr>
<tr><td>世　帯</td><td rowspan="6">（略）</td></tr>
<tr><td>全　壊
（焼）、
流　失</td></tr>
<tr><td>半壊
（焼）</td></tr>
<tr><td>床上浸水</td></tr>
<tr><td>床下浸水</td></tr>
<tr><td>一部破損</td></tr>
</table>
（略）

10　社会福祉施設、児童福祉施設関係被害報告
市 → 県福祉事務所 → 健康福祉部健康福祉政策課
高齢者支援課、社会福祉課
子ども未来課、子ども家庭福祉課
障がい者支援課 → 危機管理防災課

11　衛生関係被害報告（医療機関、火葬場、と畜場、保健センター）
市 → 県北広域本部
保険福祉環境部 → 健康福祉部
関係各課 → 健康福祉部
健康福祉政策部 → 危機管理防災課</td>
<td>(3)　住家の被害とは次のとおりである。
<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>判　　定　　基　　準</th></tr>
<tr><td rowspan="8">住家の被害</td><td>住　家</td><td>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わないものである。</td></tr>
<tr><td>戸　数</td><td>孤独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部を戸の単位とする。</td></tr>
<tr><td>世　帯</td><td rowspan="6">（略）</td></tr>
<tr><td>全　壊
（焼）、
流　失</td></tr>
<tr><td>半壊
（焼）</td></tr>
<tr><td>床上浸水</td></tr>
<tr><td>床下浸水</td></tr>
<tr><td>一部破損</td></tr>
</table>
（略）

10　社会福祉施設、児童福祉施設関係被害報告
市 → 県北広域本部
保健福祉環境部 → 健康福祉部健康福祉政策課
長寿社会局（高齢者支援課、社会福祉課）
子ども・障がい福祉局（子ども未来課、子ども家庭福祉課、障がい者支援課） → 危機管理防災課

11　衛生関係被害報告（医療機関、火葬場、と畜場、保健センター）
市 → 県北広域本部
保健福祉環境部 → 健康福祉部
関係各課 → 健康福祉部
健康福祉政策部 → 危機管理防災課</td>
<td>県地域防災計画との整合

県地域防災計画との整合

県地域防災計画との整合</td>
<td>67

69

70</td></tr>
</table>

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
第８節　広報計画（市長公室） （略） ５．報道機関への対応 　大規模災害時に、災害対策本部員が災害対応に専念できるよう、一元的に報道機関への対応を行う窓口の設置（連絡調整班：秘書政策課）及び情報提供のあり方（発表時間、回数、提供方法等）を検討する。	第８節　広報計画（市長公室） （略） ５．安否不明者・行方不明者・死者の氏名等公表に係る業務 　当面の間、「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名等公表に係る業務確認書（チェックリスト）」危防第６２８号令和７年（２０２５年）４月２２日に基づき業務を実施する。 資料編Ｐ131 参照 ６．報道機関への対応 　大規模災害時に、災害対策本部員が災害対応に専念できるよう、一元的に報道機関への対応を行う窓口の設置（連絡調整班：秘書政策課）及び情報提供のあり方（発表時間、回数、提供方法等）を検討する。	危防第 628 号令和 7 年（2025 年）4 月 22 日に基づく業務の実施	79

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
第９節　消防計画（安全安心課） （略） ３．緊急消防援助隊要請計画 （略）	第９節　消防計画（安全安心課） （略） ３．消防広域応援計画（県内の応援体制） 県は、大規模災害又は特殊災害等の発生に迅速かつ的確に対応するため、「熊本県消防広域応援基本計画」に基づき、消防機関相互の連携をはじめ総合的な応援体制の確立を図り、市は、市町村の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努める。 ４．緊急消防援助隊要請計画 （略）	6.6 防災基本計画修正の反映 県計画との整合	79
第１０節　避難計画（安全安心課・各部局） （略） ３．避難指示 （略） (1)　避難指示の基準 ア　洪水の場合 (ｱ)　氾濫危険水位（レベル４水位）を超えた状態で洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険」（紫）が出現した場合（流域雨量指数が予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） (ｲ)　（略）	第１０節　避難計画（安全安心課・各部局） （略） ３．避難指示 （略） (1)　避難指示の基準 ア　洪水の場合 (ｱ)　氾濫危険水位（レベル４水位）を超えた状態で洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険」（紫）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） (ｲ)　（略） (ｳ)　堤防に異常な漏水、侵食等が発見されたとき	避難情報ガイドラインによる修正	81
(4)　徒歩帰宅者に対する支援 県・市は、コンビニ、小売業関係団体と災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定締結を促進するものとする。特に避難者数や健康状況等の情報については、救援物資の手配や、健康管理、こころのケアの体制づくり等につながるため、避難所運営職員等と緊密に連絡を取り合い、情報収集の強化を図るものとする。	(4)　徒歩帰宅者に対する支援 ~~県・~~市は、コンビニ、小売業関係団体等と災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定締結を促進するものとする。~~特に避難者数や健康状況等の情報については、救援物資の手配や、健康管理、こころのケアの体制づくり等につながるため、避難所運営職員等と緊密に連絡を取り合い、情報収集の強化を図るものとする。~~	避難所を対象とした記載のため削除	81

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
４．指定緊急避難場所及び指定避難所 （略） (3)　指定緊急避難場所及び指定避難場所の指定 市長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館及び学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所等の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。 （略） (11)　指定避難所の運営 （略） コ　市は、避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努めるものとする。特に、感染流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意するものする。併せて、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペース確保など、感染症の予防・まん延防止のための対策を行うものとする。	４．指定緊急避難場所及び指定避難所 （略） (3)　指定緊急避難場所及び指定避難場所の指定 市長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、~~新型コロナウイルス感染症を含む各種~~感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、ｋ災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所等の場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。 （略） (11)　指定避難所の運営 （略） コ　市は、避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握及び福祉的な支援に努めるものとする。特に、感染流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意するものする。併せて、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペース確保など、感染症の予防及びまん延防止のための対策を行うものとする。	コロナの５類移行に伴う修正 6.6 防災基本計画修正の反映 6.6 防災基本計画修正の反映	82 83

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
	サ　市は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ及び寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。	6.6 防災基本計画修正の反映	83
	シ　市は、仮設トイレやマンホールトイレの供給体制の整備を進めるなど、トイレの不足が生じないように努めるとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。 　なお、県は、市からの要請を受けたときは、し尿処理業者で構成する災害ボランティア協定締結団体に対する協力要請について必要な連絡調整及び助言を行うものとする。	6.6 防災基本計画修正の反映	84
	ス　市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。	6.6 防災基本計画修正の反映	
サ　避難所運営マニュアルの作成等	セ　避難所運営マニュアルの作成等		

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
(12)　避難所の環境整備等 市は、指定避難所となる施設について、避難所を円滑に運営するための備品等（再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム、非常用電源、ガス設備、防災行政無線等）を設置・整備に努める。また、プライバシーの確保など、避難生活の環境改善のための備品等（パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ）や避難行動要支援者に配慮した備品等（車椅子やストレッチャー、医療器具）などの被災時のみに使用する備品等については、あらかじめ導入計画を策定するものとする。また、必要に応じ、井戸、空調設備、照明、洋式トイレ等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。さらに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。 加えて、できるだけ指定避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとし、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。	(12)　避難所の環境整備等 市は、指定避難所となる施設について、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるとともに、併せて、避難所を円滑に運営するための備品等（再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム、非常用電源、ガス設備、防災行政無線、衛星携帯電話、衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等）を設置及び整備に努める。また、プライバシーの確保など、避難生活の環境改善のための備品等（パーティション、段ボールベッド、仮設トイレ等）や避難行動要支援者に配慮した備品等（車椅子、ストレッチャー、医療器具等）~~など~~の被災時のみに使用する備品等については、あらかじめ導入計画を策定するものとする。また、必要に応じ、井戸、給水タンク、空調設備、照明、洋式トイレ等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。さらに、停電時においても、施設及び設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。 加えて、できるだけ指定避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や~~新型コロナウイルス感染症を含む~~感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性及び子供にも配慮するものとし、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。	6.6 防災基本計画修正の反映 コロナの５類移行に伴う修正	84

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
５．指定避難所以外の避難体制 （1）　地区集会所・公民館・コミュニティセンター	５．指定避難所以外の避難体制 市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者（以下「避難所外避難者」という。）を減じるための措置を推進するとともに、避難所外避難者が生じることを想定し、物資の支援や情報提供を行うため、避難先となり得る施設及び場所のリストアップや住民自ら避難状況を報告する仕組みづくりなど避難所外避難者の把握に係る具体的な対策をあらかじめ整理しておく。 市は、保健師、福祉関係者、ＮＰＯ等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置する等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。 （1）　地区集会所、公民館及びコミュニティセンター	6.6 防災基本計画修正の反映	84 85

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
(3)　車中泊に適した避難場所 大規模災害時は、指定避難所等が不足することが予想されるために、車中泊に適した避難場所を次のとおり指定し、整備等を図るものとする。主にトイレ、水道及びナイター設備があるグラウンド等を指定することとする。この場合、住民自ら避難状況を報告する仕組みづくりなど把握に係る具体的な対策をあらかじめ整理しておくものとする。候補地については次の施設とし、整備していく。整備については、施設管理者の同意を得るものとする。 また、車中避難者を含む避難所以外の避難者の情報を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。　資料編Ｐ134 参照 （略）	(3)　車中泊に適した避難場所 大規模災害時は、指定避難所等が不足することが予想されるために、車中泊に適した避難場所を次のとおり指定し、整備等を図るものとする。主にトイレ、水道及びナイター設備があるグラウンド等を指定することとする。この場合、住民自ら避難状況を報告する仕組みづくりなど把握に係る具体的な対策をあらかじめ整理しておくものとする。候補地については次の施設とし、整備していく。整備については、施設管理者の同意を得るものとする。 ~~また、車中避難者を含む避難所以外の避難者の情報を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。~~資料編Ｐ131 参照 （略） (4)　車中泊避難者を含む指定避難所以外の避難者への対応 ア　市は、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、防災士、ＮＰＯやボランティア等と連携し、あらかじめ定めた対策に基づき、車中避難者を含む避難所外避難者を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。 イ　市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、自治会、町内会、自主防災組織、消防団、防災士、ＮＰＯやボランティア等と連携して食料等必要な物資の配布に努めるとともに、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、インターネットやラジオなど様々な方法による正確な情報の伝達等を行い、その生活環境の確保が図られるよう努める。 ウ　市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じて物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。 エ　市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じた物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。	(4) ア に 記載の為削除 6.6 防災基本計画修正の反映	85 86

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
(4)　ペット同行避難 大規模災害時は、ペット同行避難者のペットの飼育場所の確保が必要になるので、指定避難所を指定して、ペット飼育のできる環境づくりに努める。指定避難所については、合志市役所防災拠点センターとし、ペット飼育場所については合志地区防災広場として、ペット飼育場所の整備に努める。 （略）	(5)　ペット同行避難 大規模災害時は、ペット同行避難者のペットの飼育場所の確保が必要になるため、指定避難所を指定し~~て~~、ペット飼育のできる環境づくりに努める。指定避難所については、合志市役所防災拠点センターとし、ペット飼育場所については合志地区防災広場として、ペット飼育場所の整備に努めるとともに獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 （略）	県計画との整合	86
6．福祉避難所の整備等 市は、福祉避難所となる施設について、社会福祉法人等との福祉避難所の協定を締結し、大規模災害時に福祉避難所の開設及び運用ができるように環境整備に努める。 また、平常時から福祉避難所開設･運営のための連携をとり、非常時の場合、円滑に連絡がとれるように連絡体制の整備を図る。 また、プライバシーの確保など、避難生活の環境改善のための備品等（パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ）や避難行動要支援者に配慮した備品等（車椅子やストレッチャー、医療器具）などの被災時のみに使用する備品等については、協定締結先と連携をとり、設備の整備に努めるものとする。 福祉避難所 災害が発生、又は災害発生が予想され、市が災害対策本部を設置し、応急対応として福祉避難所の開設を決定した時に開設する施設である。（別表２－２）（別表３） なお、対象者は、市の避難行動要支援者名簿に登録されており、指定避難所等の生活において何らかの特別な配慮を必要とする人及び介護者が対象である。	6．福祉避難所の整備等 市は、福祉避難所となる施設について、社会福祉法人等との福祉避難所の協定を締結し、大規模災害時に福祉避難所の開設及び運用ができるように環境整備に努める。 また、平常時から福祉避難所開設及び運営のための連携をとり、非常時の場合、円滑に連絡がとれるように連絡体制の整備を図る。 さらに~~また~~、プライバシーの確保など、避難生活の環境改善のための備品等（パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ）や避難行動要支援者に配慮した備品等（車椅子やストレッチャー、医療器具等）~~など~~の被災時のみに使用する備品等については、協定締結先と連携をとり、設備の整備に努めるものとする。 福祉避難所を指定福祉避難所と福祉避難所（協定施設）に区分 指定福祉避難所は、大規模な災害あるいは停電が発生又は発生が予想され、市が災害対策本部を設置し、開設を決定した時に開設する施設~~である。~~（別表２－２） 福祉避難所（協定施設）とは、災害が発生又は災害発生が予想され、市が災害対策本部を設置し、応急対応として福祉避難所の開設を決定し、開設に同意した施設~~である。~~（別表３） 受入れ対象者は、指定福祉避難所は、市の避難行動要支援者名簿に登録され、かつ、事前登録している常時電源が必要な方及び家族又は支援者であり、福祉避難所（協定施設）は、市の避難行動要支援者名簿に登録され、指定避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人及び介護者が対象である。	福祉課との調整に基づき修正	86

合志市地域防災計画新旧対比表

<table>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th><th>修正理由等</th><th>P</th></tr>
<tr><td>８．就学前の子どもたちの避難等
市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難等のため、災害発生時における幼稚園、保育所等の施設と市間、県と市において、施設相互間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
（略）</td><td>８．就学前の子どもたちの避難等
市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難等のため、災害発生時における幼稚園、保育所等の施設と市及び市と県の間において、施設相互間の連絡及び連携体制の構築に努めるものとする。
（略）</td><td>表現の修正</td><td>86</td></tr>
<tr><td></td><td>15．被災した飼養動物の保護収容に関する対策
市は、地域住民、県獣医師会、県内の動物愛護団体等と連携し、県が実施する被災地に残された飼養動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応等の措置が、迅速に行われるよう努める。</td><td>6.6 防災基本計画修正の反映</td><td>88</td></tr>
<tr><td>（別表２－１）指定一般避難所
<table><tr><th rowspan="2">施設名称</th><th colspan="2">収容可能人員等</th><th rowspan="2">収容予定地域（注１）</th></tr><tr><th>屋内
（人）</th><th>屋外
（台）</th></tr><tr><td>合志南小学校</td><td>189</td><td>200</td><td>群・黒石原・笹原・西沖住宅・桜路・桜和の丘</td></tr></table>※印は、2019 年度Ｗｉ－Ｆｉ設置施設を示す。　★印は、2022 年度特設公衆電話を示す。
参考：（人）５㎡（台）３０㎡
注１：収容予定地域は、避難所を限定するものではありません。
はオストメイト対応施設　×は障がい者（多目的）トイレ未対応</td><td>（別表２－１）指定一般避難所
<table><tr><th rowspan="2">施設名称</th><th colspan="2">収容可能人員等</th><th rowspan="2">収容予定地域（注１）</th></tr><tr><th>屋内
（人）</th><th>屋外
（台）</th></tr><tr><td>合志南小学校</td><td>189</td><td>200</td><td>群上群、下群、南群、黒石原、笹原、西沖住宅、桜路、桜和の丘</td></tr></table>※印は、2019 年度Ｗｉ－Ｆｉ設置施設を示す。　★印は、2022 年度特設公衆電話を示す。
参考：（人）５㎡（台）３０㎡
注１：収容予定地域は、避難所を限定するものではありません。
はオストメイト対応施設　×は障がい者（多目的）トイレ未対応
（西合志第一小学校は校舎にオストメイト施設設置）</td><td>群区の分区

オストメイト施設は校舎に新設のため、表外に記載</td><td>90</td></tr>
<tr><td>（別表２－２）指定福祉避難所
<table><tr><th rowspan="2">施設名称</th><th colspan="2">収容可能人員</th><th rowspan="2">受け入れ対象者</th></tr><tr><th>屋内
（人）</th><th>屋外
（台）</th></tr><tr><td>保健福祉センター
ふれあい館※</td><td>72</td><td>0</td><td>要配慮者、その家族</td></tr></table></td><td>（別表２－２）指定福祉避難所
<table><tr><th rowspan="2">施設名称</th><th colspan="2">収容可能人員</th><th rowspan="2">受け入れ対象者</th></tr><tr><th>屋内
（人）</th><th>屋外
（台）</th></tr><tr><td>保健福祉センター
ふれあい館※</td><td>72</td><td>0</td><td>~~要配慮者、その家族~~
常時電源が必要な要配慮者と介護者</td></tr></table></td><td>対象者の明確化</td><td>91</td></tr>
</table>

合志市地域防災計画新旧対比表

<table>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th><th>修正理由等</th><th>P</th></tr>
<tr><td>（別表３）災害時、受入の可能性がある福祉施設（災害協定締結施設）（現利用者優先）
<table><tr><th>施設名称</th><th>住　　所</th></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>熊本県立ひのくに高等支援学校　（指定避難所）</td><td>合志市合生 4360-7</td></tr></table></td><td>（別表３）福祉避難所（災害協定締結施設）
（災害時、受入の可能性がある福祉施設）（現利用者優先）
<table><tr><th>施設名称</th><th>住　　所</th></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>熊本県立ひのくに高等支援学校 ~~（指定避難所）~~</td><td>合志市合生 4360-7</td></tr></table></td><td>本文との整合

県の指定避難所</td><td>91</td></tr>
<tr><td>（略）
第１３節　医療救護計画（健康福祉部）
（略）
２．医療施設の安全性の確保
（略）
(2)　市は、医療施設が被災した場合に、支援できる体制づくりを整備していくこととする。
（略）
４．実施方法
災害救助法が適用された場合は、知事の指揮のもとに、医療、助産救護が行われるものとするが、災害救助法が適用されない災害については、次により行うこととする。
(1)　市長は、災害が発生し、医療救助を実施する必要がある場合は、医療関係者等で救護班を編成し、派遣する。
(2)　本市において、医療助産救護の応援を実施が困難な場合は、県に応援を要請する。
(3)　救護班において処置できない患者については、必要に応じ適当な医療施設へ移送する。
５．医療品、衛生材料の確保
救護班における医療及び助産救護実施のための必要な医薬品等は、従事する医療関係者の所持品を繰替使用する。ただし、所持品がない場合は、保健所又は県の指示をうけ確保する。</td><td>（略）
第１３節　医療救護計画（健康福祉部）
（略）
２．医療施設の安全性の確保
（略）
(2)　市は、医療施設が被災した場合に、菊池地域保健医療調整現地本部等への現状報告、支援要求等が実施~~支援~~できる体制づくりを整備していくこととする。
（略）
４．実施方法
災害救助法が適用された場合は、知事の指揮のもとに、医療、助産救護が行われるものとするが、災害救助法が適用されない災害については、次により行うこととする。
(1)　市長は、災害が発生し、医療救助を実施する必要がある場合は、医療関係者等で救護班を編成し、派遣する。
(2)　~~本市において、~~医療助産救護の応援を~~実施が困難な場合は、~~県に~~応援を~~要請する。
(3)　救護班において処置できない患者については、必要に応じ適当な医療施設へ移送する。
５．医療品、衛生材料の確保
救護班における医療~~及び助産救護実施~~のための必要な医薬品等は、従事する医療関係者の所持品を繰替使用する。ただし、所持品がない場合は、保健所又は県の指示をうけ確保する。</td><td>市立病院が無い市として現実的な内容に修正

市には助産施設が無く医療助産救護の実施困難なため</td><td>93</td></tr>
</table>

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
第１４節　　食糧・供給・物資等輸送計画（安全安心課・産業振興部） 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び 外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料について、あらかじめ備蓄や調達体制の整備を行い、必要な食料の供給を円滑に実施するものとする。	第１４節　　食糧、供給、物資等輸送計画（安全安心課・産業振興部） 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料について、あらかじめ備蓄や調達体制の整備を行い、必要な食料の供給を円滑に実施する~~ものとする。~~とともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。 県は、特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料、飲料水等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。	6.6 防災基本計画修正の反映 県の検討状況を踏まえ修正	93
１．実施機関 り災者及び災害応急現地従事者等に対する食糧の供給は、市長が実施するものとし、9,000 人分の備蓄を計画的に行うものとする。 なお、市のみでは、実施が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。	１．実施機関 り災者及び災害応急現地従事者等に対する食糧の供給は、市長が実施するものとし、約 9,000 人分の備蓄を計画的に行うものとする。細部は合志市防災備蓄計画による。 なお、市のみでは、実施が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。	R6 合志市防災備蓄計画を作成	93
	２．資機材の整備充実 市は、災害応急対策の効果的実施のため、必要に応じて災害用資機材の整備充実に努めるものとする。この際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。	6.6 防災基本計画修正の反映	94
	３．救援物資の調達・輸送体制の構築 市は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、県は広域物資輸送拠点を、市は地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。 市は、広域物資輸送拠点及び地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに運営に必要な人員、資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。	6.6 防災基本計画修正の反映	
２．米穀の調達・供給 （略）	４．米穀の調達・供給 （略）		

合志市地域防災計画新旧対比表

<table>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th><th>修正理由等</th><th>P</th></tr>
<tr><td>第１５節　給水計画（水道局）
（略）
２．給水の方法
（略）
(3)　現有給水施設の状況　（R6.3.31 現在）　単位：人
<table><tr><th>地　区　名</th><th>計画給水人口</th><th>現在給水人口</th></tr><tr><td>合志市上水道</td><td>７０，７４０</td><td>６２，５３４</td></tr><tr><td>計</td><td>７０，７４０</td><td>６２，５３４</td></tr></table></td><td>第１５節　給水計画（水道局）
（略）
２．給水の方法
（略）
(3)　現有給水施設の状況　（R7.3.31 現在）　単位：人
<table><tr><th>地　区　名</th><th>計画給水人口(R14 計画)</th><th>現在給水人口</th></tr><tr><td>合志市上水道</td><td>７０，７４０</td><td>６４，６８７</td></tr><tr><td>~~計~~</td><td>~~７０，７４０~~</td><td>~~６４，６８７~~</td></tr></table></td><td></td><td>95</td></tr>
<tr><td>第１６節　　生活必需品供給計画（安全安心課・産業振興部）
　災害によって、住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品等を、そう失、又はき損し、しかも災害時の混乱のため、これらの物資等を直ちに入手することが困難なり災者に対して、これらの物資等を供給又は貸与することによって、災害時における市民の心の安定を図るものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなどの実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。
（略）
２．救助法に基づく措置
（略）
(2)　供給又は貸与する品目
衣料、生活必需品として供給又は貸与する品目は原則として、次の種類とする。
ア　寝　　具　　（就寝に必要な最小限度毛布及び布団類）
（略）</td><td>第１６節　　生活必需品供給計画（安全安心課・健康福祉部・産業振興部）
　災害によって、住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品等を、そう失、又はき損し、しかも災害時の混乱のため、これらの物資等を直ちに入手することが困難なり災者に対して、これらの物資等を供給又は貸与することによって、~~災害時における~~一時的に市民の生活及び心の安定を図ることを目的~~もの~~とする。~~また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなどの実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。~~
（略）
２．救助法に基づく措置
（略）
(2)　供給又は貸与する品目
衣料、生活必需品として供給又は貸与する品目は原則として、次の種類とする。
ア　寝　　具　　（~~就寝に必要な~~マット、~~最小限度~~毛布、布団類、寝袋、ベット等）
（略）</td><td>県の担当部に整合

(5)　生活必需品の円滑な提供に含まれるため一部を削除

表現の整理
保有品の追加記載</td><td>96

96</td></tr>
</table>

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
	(5)　生活必需品の円滑な提供 　市は、被災者が必要とする生活必需品が円滑に提供されるよう、備蓄する物資及び資機材の供給や物資の調達及び輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用して情報共有を図り、迅速かつ的確な情報収集を行う。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。	6.6 防災基本計画修正の反映	96
	（略）	状況判断事項が含まれるため安全安心課を追加 県計画との整合	
第１９節　交通規制計画（都市建設部） （略）	第１９節　交通規制計画（安全安心課・都市建設部） （略） ３．災害対策基本法に規定する通行禁止区域等における障害物の除去 　災害対策基本法第 76 条第１項の規定により、公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間（以下「区域等」という。）を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限し、緊急交通路の確保に当たるものとされているが、同法第 76 条の３の規定に基づく当該区域等における車両その他の物件の障害物除去の方法については、次のとおりとする。 (1)　緊急交通路の確保 　警察は、放置車両の撤去等の緊急交通路における障害物の除去について、道路管理者、消防機関、自衛隊等と協力し、緊急交通路の確保を図るものとする。 (2)　運転者等に対する措置命令 　警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、これにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。		99 100

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
	(3)　放置車両等の撤去 　警察官は、(2)の措置をとることを命ぜられた者が、移動等の措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために移動等の措置をとることを命ずることができないときは、自移動等の措置をとることができる。 　この場合において、警察官は、移動等の措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。 (4)　自衛官による撤去 　自衛隊法第 83 条の２に規定する災害派遣により派遣を命ぜられた自衛官は、警察官がその場にいないときに限り、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため(2)及び(3)の措置命令をとるものとする。 (5)　消防吏員による撤去 　職務を執行中の消防吏員は、警察官がその場にいないときに限り、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため(2)及び(3)の措置命令及び措置をとるものとする。 (6)　自衛官及び消防吏員の通知 　自衛官及び消防吏員は、(4)及び(5)の措置命令及び措置をとった場合は、直ちにその旨を当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知するものとする。 ４．災害時における車両の移動等 (1)　道路交通規制等 　公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行う必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。	県計画との整合	100

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
	(2)　道路啓開等 　道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。 　国土交通大臣は、道路管理者である県及び市町村に対し、知事は道路管理者である熊本市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。 　道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、火山災害における火山噴出物の除去を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。	6.6 防災基本計画修正の反映（下線部）に伴う県計画との整合	101
３．相互の連絡・協力 　道路管理者及び警察は、次の事項について相互に連携、協力し、的確かつ円滑な災害応急対策を実施する。 (1)　被災地の実態、道路の被害状況及び交通状況等に関する情報を収集し、相互に 情報を交換する。 (2)　緊急通行車両の通行を確保すべき道路の障害物排除等のため、応急対策の実施及び重機等の支援部隊の速やかな要請を行う。 (3)　道路管理者は、民間団体等との応援協定等に基づき、道路啓開等（雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。	~~4~~ 5．相互の連絡及び協力 　道路管理者及び警察は、次の事項について相互に連携及び協力し、的確かつ円滑な災害応急対策を実施する。 (1)　県、市町村及び関係機関は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付をうけることができることについて、周知及び普及を図るものとする。 (2)　被災地の実態、道路の被害状況、交通状況等に関する情報を収集し、相互に情報を交換する。 (3)　緊急通行車両の通行を確保すべき道路の障害物排除等のため、応急対策の実施及び重機等の支援部隊の速やかな要請を行う。 (4)　道路管理者は、民間団体等との応援協定等に基づき、道路啓開等（雪害に７ｃ３ｙｚｑおける除雪を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。	6.6 防災基本計画修正の反映	101

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
第２０節　　防疫計画（市民生活部・健康福祉部） （略） ３．防疫の種別及び方法 （略） (3)　知事の指示に基づいて、本市防疫班は次の要領により消毒活動を実施する。 ア　浸水家屋、下水、その他、不潔場所の消毒を実施する。 イ　避難場所の便所、その他、不潔場所の消毒を実施する。 （略）	第２０節　　防疫計画（市民生活部・健康福祉部） （略） ３．防疫の種別及び方法 （略） (3)　知事の指示に基づいて、本市防疫班は次の要領により消毒活動**等**を実施する。 ア　浸水家屋、下水、その他、不潔場所の消毒**等**を実施する。 イ　避難場所の便所、その他、不潔場所の消毒**等**を実施する。 （略）	業務は消毒だけではないため	101
４．避難所の防疫措置 （略）	**４．災害時感染制御支援チーム等の派遣要請** **市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム** **（ＤＩＣＴ）等の派遣を迅速に要請するものとする。** **５．**避難所の防疫措置	6.6 防災基本計画修正の反映	102
第２２節　　廃棄物処理計画（市民生活部） ３．廃棄物の収集及び処分 (1)　家庭系廃棄物の収集及び処分 ア　被害状況およびごみ一時保管所の確認等 道路等の被害箇所を迅速に把握し、円滑な収集ルートの確認等を行う。 また、避難所等の設置がある場合は、新たにごみ一時保管所の設置を行う。 （略） ウ　廃棄物の処分方法 廃棄物の処分は、指定した焼却場等のほか、必要に応じて埋立・露天焼却等の環境衛生上支障のない方法で行うものとする。 （略） (2)　災害廃棄物（がれき等）の収集及び処分 （略） エ　廃棄物の処分方法 合志市災害廃棄物における協定書により、産業廃棄物協会の協力のもと、処分先を決定し、運搬を行う。	第２２節　　廃棄物処理計画（市民生活部**・健康福祉部**） ３．廃棄物の収集及び処分 (1)　家庭系廃棄物の収集及び処分 ア　被害状況**、**ごみ一時保管所の確認等 道路等の被害箇所を迅速に把握し、円滑な収集ルートの確認等を行う。 また、避難所等の設置がある場合は、**必要に応じて**新た~~に~~**な**ごみ一時保管所の設置を~~行う~~**検討する**。 （略） ウ　廃棄物の処分方法 廃棄物の処分は、指定した焼却場等のほか、~~必要に応じて埋立、露天焼却等の~~環境衛生上支障のない方法で行う~~ものとする~~。 （略） (2)　災害廃棄物（がれき等）の収集及び処分 （略） エ　廃棄物の処分方法 合志市災害廃棄物における協定書により、~~産業廃棄物協会~~**（一社）熊本県産業資源循環協会**の協力のもと、処分先を決定し、運搬を行う。	ボランティアとの関係から健康福祉部を追加 大災害時のごみの一時保管所の設置は検討中のため記載要領を変更 埋立は好ましく無く露天焼却は原則禁止のため削除 協定先最新	103 103 103

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
	第２４節　障害物除去（各部局） 　災害時における応急措置実施の障害となっている工作物等や山（がけ）崩れ、浸水等により、道路、河川、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため、住民の生命、身体、財産等に危険を及ぼし、又は、日常生活に著しい支障をきたす障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去を含む。）について必要な措置を定める。 １．実施責任 (1)　応急措置を実施するため、障害となる工作物等の除去は、市長が行う。 (2)　水防活動を実施するため、障害となる工作物等の除去は、水防管理者（市長）又は消防機関の長が行う。 (3)　道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行うものとする。 (4)　山（がけ）崩れ、浸水等によって、住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は市長が行うものとし、市限りで実施不可能の場合、又は災害救助法が適用されたときは、知事が行う。 (5)　その他、施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地内の所有者又は管理者が行うものとする。 ２．障害物の除去対象及び除去の方法 (1)　障害物除去の対象 　災害時における障害物の除去対象は、おおむね次のとおりである。 ア　住民の生命、財産等を保護するための除去を必要とする場合 イ　河川のはん濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合 ウ　緊急な応急措置を実施するため、特に除去を必要とする場合 エ　その他、特に公共的立場等から除去を必要とする場合 (2)　障害物除去の方法 ア　実施責任者は、自らの組織、労力及び機械器具を用いて行うか、又は土木建設業者等の協　力を得て、速やかに行うものとする。	6.6 防災基本計画修正の反映 県計画の反映	105

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
	イ　前記(1)により実施困難な場合は、本章第５節の自衛隊派遣要請により、自衛隊の派遣を要請して行う。 ウ　除去作業の実施に当たっては、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲　の状況等を考慮し、事後において支障の起こらないよう配慮して行う。 ３．災害救助法に基づく障害物の除去 災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。 ４．除去した障害物の保管等の場所 障害物の保管等の場所については、それぞれの実施において考慮するものとするが、概ね次の場所に保管又は廃棄するものとする。 (1)　保管の場合 除去した工作物等の保管は、市長又は警察署長は、次のような場所に保管する。なお市長又は警察署長は、その旨を保管を始めた日から14日間公示する。 ア　再び人命、財産に被害を与えない安全な場所 イ　道路交通の障害とならない場所 ウ　盗難等の危険のない場所 エ　その他、その工作物等に対応する適当な場所 (2)　廃棄の場合 実施者の管理（所有）に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適当な場所 ５．障害物の処分方法 市長又は警察署長が保管する工作物の処分については、前記保管者において行うものとするが、処分方法については、次により行うものとする。 (1)　保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれがあるときは、その工作物を売却し、代金を保管するものとする。 (2)　当該工作物等の保管に不相当な費用又は手数料を要すると前記保管者において認めたときはその工作物を売却し、代金を保管するものとする。		106

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
	(3)　売却の方法及び手続きは、競争入札又は随意契約により行うものとする。 (4)　その他、他の法令等に特別の規定があるものについては、それぞれ当該法令等の規定の定めるとおりとする。		106
第 4 章　災害復旧計画 第１節　　災害復旧・復興の基本方向（各部局） 市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。 特に、大規模災害時等の場合には、定めた基本方向に基づき復興計画を作成し、適切な進捗管理を行うものとする。 復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促すとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。 また、復旧・復興対策の推進のため、庁内の推進体制を構築したうえで、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、財政面の支援、その他の協力を求めるとともに、緊密な連携を図るものとする。	第 4 章　災害復旧計画 第１節　災害復旧及び復興の基本方向（各部局） 市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧及び復興の基本方向を定めるものとする。 特に、大規模災害時等の場合には、定めた基本方向に基づき復興計画を作成し、適切な進捗管理を行うものとする。復旧及び復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧及び復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促すとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。 また、復旧及び復興対策の推進のため、庁内の推進体制を構築したうえで、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、財政面の支援、その他の協力を求めるとともに、緊密な連携を図るものとする。 特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。 県及び市並びに上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。	6.6 防災基本計画修正の反映	107
さらに、被災者に対する適切な支援のため、そのニーズの把握に努めるとともに、関係機関に対して必要な支援や協力を求める等により、早期の復旧・復興を図るものとする。	さらに、被災者に対する適切な支援のため、そのニーズの把握に努めるとともに、関係機関に対して必要な支援や協力を求める等により、早期の復旧及び復興を図るものとする。		

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
第２節　公共土木施設災害復旧計画（都市建設部・水道局） １．　　実施機関 （略） ３．対象事業 （略） (7)　下水道 下水道法第２条第３、４、５号に規定する施設 (8)　公　園 （略）	第２節　公共土木施設災害復旧計画（都市建設部・水道局） １．　　実施機関 （略） ３．対象事業 （略） (7)　水　道 水道法第３条第８項に規定する水道施設 (8)　下水道 下水道法第２条第３、４、５号に規定する施設 (9)　公　園 （略）	県において水道を追加	108
第５節　　被災農林魚業の経営安定計画（産業振興部）	第５節　　被災農林~~魚~~業の経営安定計画（産業振興部）	合志市には漁業組合等無し	110
第８節　地震災害対策計画（安全安心課） （略） ６．避難対策 （略） (2)　避難の指示の伝達 避難の指示の責任者は、指示を発したときは、時機を失することなく、防災行政無線、サイレン、警鐘、地区放送設備、広報車等を用い又は併用して迅速に地域住民に対し、周知を図るものとする。	第８節　地震災害対策計画（安全安心課） （略） ６．避難対策 （略） (2)　避難の指示の伝達 避難の指示の責任者は、指示を発したときは、時機を失することなく、防災行政無線、サイレン、警鐘、地区放送設備、市ＨＰ、市防災メール、市公式ＬＩＮＥ、デタポン、広報車等を用い又は併用して迅速に地域住民に対し、周知を図るものとする。	データ通信等を具体的に記載	113

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
第９節　罹災証明書の発行（安全安心課・市民生活部） （略）	第９節　罹災証明書の発行（安全安心課・市民生活部） （略） ７．罹災証明書 罹災証明書については、「罹災証明書の申請書様式の統一化について」府政防第 1481 号（令和６年 11 月８日）に基づき統一様式とする。 (1)　項目の削除 項目の削除は可能であるが、「申請者（世帯主）」「罹災原因」及び「被災住家の所在地」は罹災証明書の統一様式における証明事項であるため、これらの項目は削除不可とする。 (2)　項目の追加 必要と考えられる記載項目については、適宜、追加可能とする。 (3)　項目の編集 申請者欄への生年月日の追加、罹災原因欄への災害名称の記入、記入欄の大きさ又は線の太さの変更、詳細な説明の追加等は可とするも、レイアウトの大きな変更は不可 (4)　写真を活用した被害区分の判定 申請者から提出された添付写真等を確認することにより、現地調査を経ずに被害区分を判定することが可能 写真による判定を行う場合、どのような場合に写真による判定が可能であるかを別途周知するとともに、住家が申請者の居住家屋であることが分かるように、表札を含む住家の写真を撮影する等、申請用の写真を撮影する際のポイント等も併せて周知する。 なお、被災者に過度な負担とならないよう、申請時の写真や図面などの添付及び提示を必須としない旨を周知する。 ア　地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合 イ　水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合 (ｱ)　戸建て１～２階建ての木造・プレハブ※１の場合、浸水深による簡易な判定が可能 (ｲ)　被災者からの申請により、第２次調査及び再調査として、住家内へ立入り、詳細な調査を行うことも可能	「罹災証明書の申請書様式の統一化について」府政防第 1481 号（令和６年 11 月８日）に基づく追加	115 116

<table>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th><th>修正理由等</th><th>P</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><th>浸水深</th><th>判　定</th><th>外力が作用する場合※２</th></tr>
<tr><td>床上１．８ｍ以上</td><td>大規模半壊</td><td>全壊</td></tr>
<tr><td>床上1m以上１．８ｍ未満</td><td>中規模半壊</td><td>大規模半壊</td></tr>
<tr><td>床上０．５ｍ以上１ｍ未満</td><td rowspan="2">半壊</td><td>中規模半壊</td></tr>
<tr><td>床上０.1m以上０．５ｍ未満</td><td rowspan="2">半壊</td></tr>
<tr><td>床上０.1m未満</td><td>準半壊</td></tr>
<tr><td>床下浸水</td><td colspan="2">一部損壊</td></tr>
</table>
※１　在来工法（軸組工法）による木造住宅、枠組壁工法による住宅、木質系プレハブ住宅、鉄骨系プレハブ住宅
※２　津波や河川の氾濫に伴う水流やがれきの衝突等により外壁及び建具が破壊されている場合
ウ　申請者の合意に基づく自己判定方式（※）による一部損壊の判定を行う場合
（※）　自己判定方式とは、「準半壊に至らない（一部損壊）」の被害であることについて被災者が合意する場合に、被災者が撮影した写真に基づき被害区分を判定する方式（現地での被害認定調査は省略）
(ｱ)　被害が軽微で明らかに「準半壊に至らない（一部損壊）」に該当する物件については、自己判定方式により、調査を簡素化、あるいは現地調査を行わずに処置が可能であり、該当する住家の被害認定調査の事務手続を軽減し、結果的に罹災証明書の交付を迅速化
ただし、自己判定方式は申請者が「準半壊に至らない（一部損壊）」の被害であることに合意を得ることが前提となり、合意が得られない場合や、写真だけでは、被害規模が判断ができない場合は、通常の現地調査を実施し、その結果に基づいて判定を行う。
(ｲ)　受付窓口の担当者は、受付窓口で写真を元に判断する必要があるため、被害認定調査に関する基本的な知識等を保持する必要がある。
</td><td></td><td>116</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th><th>修正理由等</th><th>P</th></tr>
<tr><td></td><td>(ｳ)　水害等の被害の場合は、住民が発災直後から片付けを始めることが多く、普段から被災時は片付け開始前に被災状況を写真撮影するよう広報しておくことが重要となる。
（自己判定方式を行わない場合でも現地調査時に活用するため、必要）
（「住家の被害認定調査における写真撮影に係る留意事項について」（令和２年７月５日付け事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）通知）
(ｴ)　自己判定方式を実施する場合は、申請にあたり写真等の添付書類が必須となるが、自己判定方式を実施しない場合は、同様の添付書類を必須とする必要は無く、被災者負担の観点からも添付書類を必須としないよう留意。
(ｵ)　自己判定方式の具体的な手順
<table><tr><td>①自己判定方式実施の広報</td><td>被災者に対して自己判定方式を実施する旨を広報
○自己判定方式が実施できる条件（準半壊に至らない（一部損壊）程度の被害で自ら結果に合意できる など）
○自己判定方式の申請書類等の受付窓口
○自己判定方式による申請受付の開始時期</td></tr><tr><td>②申請書類等の配布</td><td>自己判定方式を実施する被災者に対して申請書類を配布
○申請に必要な書類等について説明した書類
○申請書類の記載方法や写真の撮影方法等が分かる書類等</td></tr><tr><td>③申請の受付</td><td>罹災証明書に係る窓口等で、申請を受け付け後、申請書類の内容を確認、明らかに「準半壊に至らない（一部損壊）」程度の被害であることが確認でき、本人の同意が得られれば被害の程度が「準半壊に至らない（一部損壊）」の罹災証明書を交付</td></tr></table></td><td></td><td>116

117</td></tr>
</table>

合志市地域防災計画新旧対比表

<table>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th><th>修正理由等</th><th>P</th></tr>
<tr><td></td><td>(ｶ)　必要書類等
<table>
<tr><td>①申請書類</td><td>申請書類は以下の情報が記載でき、罹災証明書等交付申請書の内容も含むようにする。
〇申請者の住所、氏名及び被災した住家の所在地
〇建物の配置状況
〇被害の部位及び箇所</td></tr>
<tr><td>②被害状況がわかる写真</td><td>〇建物の全景（周囲４面、４枚以上）
〇表札
〇被害を受けた部位について、内容が明らかになるような写真</td></tr>
<tr><td>③被災住家図面（可能なら）</td><td>〇配置図、平面図、立面図 など</td></tr>
</table></td><td></td><td>117</td></tr>
</table>

合志市地域防災計画新旧対比表

<table>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th><th>修正理由等</th><th>P</th></tr>
<tr>
<td>
合罹災第　　号
<table>
<tr><td>世帯主住所</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯主氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>（追加記載事項欄①）</td><td></td></tr>
<tr><td>罹災原因</td><td>年　月　日の　　による</td></tr>
<tr><td>被災住家※の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>住家※の被害の程度</td><td>□全壊　大規模半壊　中規模半壊　半壊　準半壊　準半壊に至らない（一部損壊）</td></tr>
<tr><td>（追加記載事項欄②）</td><td></td></tr>
</table>

罹　災　証　明　書

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物　のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）
<table>
<tr><td>（追加記載事項欄③）</td><td></td></tr>
</table>
上記のとおり、相違ないことを証明します。　令和　年　月　日

合志市長　荒　木　義　行
</td>
<td>
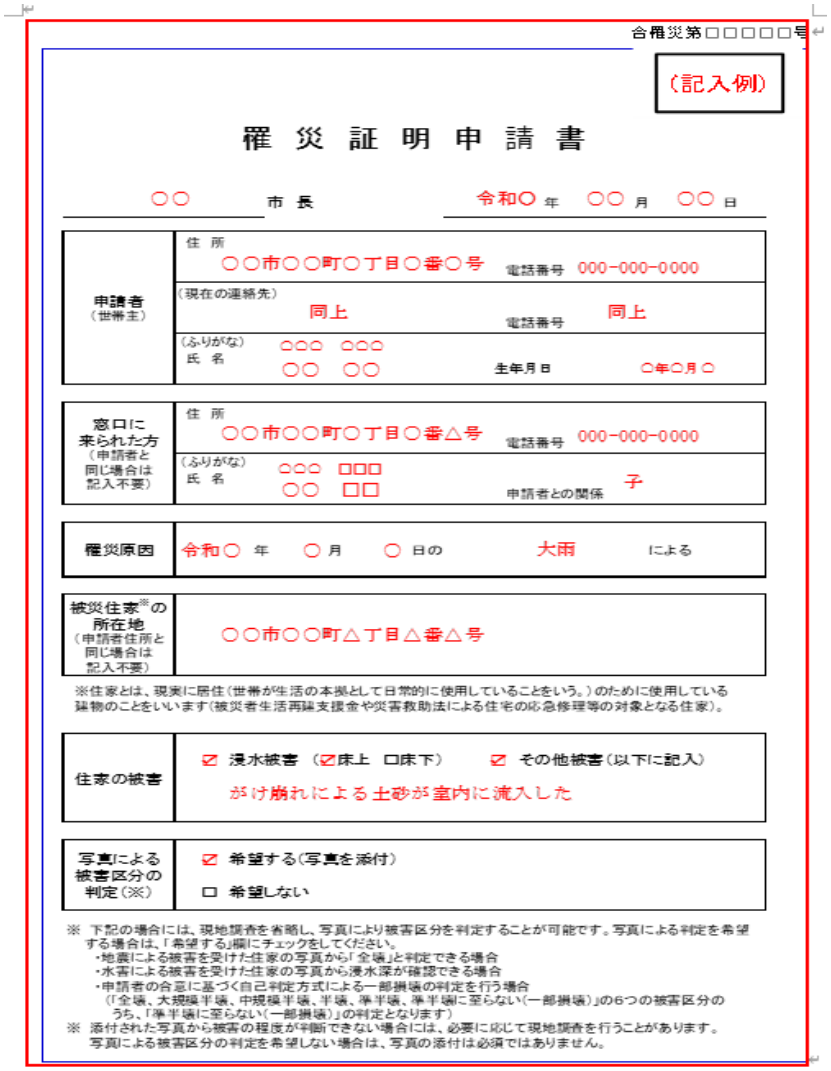
合罹災第□□□□□号
（記入例）
罹　災　証　明　申　請　書
○○　市長　　令和○年　○○月　○○日
<table>
<tr><td rowspan="3">申請者（世帯主）</td><td>住所　○○市○○町○丁目○番○号　電話番号 000-000-0000</td></tr>
<tr><td>（現在の連絡先）同上　電話番号　同上</td></tr>
<tr><td>（ふりがな）○○○　○○○
氏名　○○　○○　生年月日　○年○月○</td></tr>
</table>
<table>
<tr><td rowspan="2">窓口に来られた方（申請者と同じ場合は記入不要）</td><td>住所　○○市○○町○丁目○番△号　電話番号 000-000-0000</td></tr>
<tr><td>（ふりがな）○○○　□□□
氏名　○○　□□　申請者との関係　子</td></tr>
</table>
<table>
<tr><td>罹災原因</td><td>令和○年　○月　○日の　大雨　による</td></tr>
<tr><td>被災住家※の所在地（申請者住所と同じ場合は記入不要）</td><td>○○市○○町△丁目△番△号</td></tr>
</table>
※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のことをいいます（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）。
<table>
<tr><td>住家の被害</td><td>☑ 浸水被害（☑床上　□床下）　☑ その他被害（以下に記入）
がけ崩れによる土砂が室内に流入した</td></tr>
<tr><td>写真による被害区分の判定（※）</td><td>☑ 希望する（写真を添付）
□ 希望しない</td></tr>
</table>
※ 下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。
・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合
（「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない（一部損壊）」の判定となります）
※ 添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。
写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。
</td>
<td>「罹災証明書の申請書様式の統一化について」府政防第 1481 号（令和 6 年 11 月 8 日）に基づく変更及び記入例追加</td>
<td>118</td>
</tr>
</table>

合志市地域防災計画新旧対比表

<table>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th><th>修正理由等</th><th>P</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td rowspan="6">被災住家の世帯構成員</td><td>氏　名</td><td>続柄</td><td>生年月日</td><td>性別</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>○○○　○○○
○○　○○</td><td>世帯主</td><td>年　月　日</td><td>男</td><td></td></tr>
<tr><td>○○○　△△△
○○　△△</td><td>妻</td><td>年　月　日</td><td>女</td><td></td></tr>
<tr><td>○○○　□□□
○○　□□</td><td>子</td><td>年　月　日</td><td>男</td><td></td></tr>
<tr><td>○○○　☆☆☆
○○　☆☆</td><td>子の妻</td><td>年　月　日</td><td>女</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>年　月　日</td><td></td><td></td></tr>
</table>
<table>
<tr><td>住家以外の被害</td><td>がけ崩れによるカーポートの破損</td></tr>
</table>
<table>
<tr><td>罹災証明書の必要枚数</td><td>5　枚</td></tr>
</table>
<table>
<tr><td>罹災証明書の使用目的</td><td>各種申請、予備×１</td></tr>
</table>
<table>
<tr><td>住家に関する情報の内部利用同意欄</td><td>被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳等に記載された建物の所在・地番、床面積、構造、図面といった情報を利用する場合があります。
☑ 確認しました</td></tr>
</table>
<table>
<tr><td>罹災証明書の交付方法</td><td>□ 郵送（住所：　　）
（宛先：　　）
☑ 窓口（市本庁舎）</td></tr>
</table>
○ 委任状が必要な方は、下記に記入してください。
委 任 状
合志市長 様
上記申請者 ○○　□□ に、罹災証明書の申請及び受領について委任します。
住 所　○○市○○町○丁目○番○号
委任者
氏 名　○○　○○
市職員記入事項
<table>
<tr><td>損害の程度</td><td>□調査依頼　□半壊に至らない（一部損壊）【写真判定】</td></tr>
<tr><td>本人確認</td><td>□運転免許証　□健康保険証　□マイナンバーカード　□その他（　　）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

修正理由等	P
「罹災証明書の申請書様式の統一化について」府政防第 1481 号（令和６年 11 月８日）に基づく変更及び記入例追加	119

合志市地域防災計画新旧対比表

<table>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th><th>修正理由等</th><th>P</th></tr>
<tr><td></td><td>
合罹災第　　号

罹　災　証　明　申　請　書

市（区・町・村）長　　年　　月　　日
<table>
<tr><td rowspan="3">申請者
（世帯主）</td><td>住　所
電話番号</td></tr>
<tr><td>（現在の連絡先）
電話番号</td></tr>
<tr><td>（ふりがな）
氏　名
生年月日</td></tr>
</table>
<table>
<tr><td rowspan="2">窓口に
来られた方
（申請者と
同じ場合は
記入不要）</td><td>住　所
電話番号</td></tr>
<tr><td>（ふりがな）
氏　名
申請者との関係</td></tr>
</table>
<table>
<tr><td>罹災原因</td><td>年　　月　　日の　　による</td></tr>
</table>
<table>
<tr><td>被災住家※の
所在地
（申請者住所と
同じ場合は
記入不要）</td><td></td></tr>
</table>
※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のことをいいます（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）。
<table>
<tr><td>住家の被害</td><td>□　浸水被害　（□床上　□床下）　　□　その他被害（以下に記入）</td></tr>
</table>
<table>
<tr><td>写真による
被害区分の
判定（※）</td><td>□　希望する（写真を添付）
□　希望しない</td></tr>
</table>
※　下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。
・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合
（「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない（一部損壊）」の判定となります）
※　添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。
</td><td>「罹災証明書の申請書様式の統一化について」府政防第 1481 号（令和６年 11 月８日）に基づく定型修正</td><td>120</td></tr>
</table>

合志市地域防災計画新旧対比表

<table>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th><th>修正理由等</th><th>P</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td rowspan="6">被災住家の世帯構成員</td><td>氏　名</td><td>続柄</td><td>生年月日</td><td>性別</td><td>備考</td></tr>
<tr><td></td><td>世帯主</td><td>年　月　日</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>年　月　日</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>年　月　日</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>年　月　日</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>年　月　日</td><td></td><td></td></tr>
</table>
<table>
<tr><td>住家以外の被害</td><td></td></tr>
</table>
<table>
<tr><td>罹災証明書の必要枚数</td><td>枚</td></tr>
</table>
<table>
<tr><td>罹災証明書の使用目的</td><td></td></tr>
</table>
<table>
<tr><td>住家に関する情報の内部利用同意欄</td><td>被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳等に記載された建物の所在・地番、床面積、構造、図面といった情報を利用する場合があります。
□　確認しました</td></tr>
</table>
<table>
<tr><td>罹災証明書の交付方法</td><td>□　郵送（住所：　　）
（宛先：　　）
□　窓口（市本庁舎）</td></tr>
</table>
○　委任状が必要な方は、下記に記入してください。
委　任　状
合志市長　様
上記申請者＿＿＿＿＿＿＿＿に、罹災証明書の申請及び受領について委任します。
住　所
委任者
氏　名
市職員記入事項
<table>
<tr><td>損害の程度</td><td>□調査依頼　□準半壊に至らない（一部損壊）【写真判定】</td></tr>
<tr><td>本人確認</td><td>□運転免許証　□健康保険証　□マイナンバーカード　□その他（　　）</td></tr>
</table>
</td><td>「罹災証明書の申請書様式の統一化について」府政防第 1481 号（令和６年 11 月８日）に基づく定型修正</td><td>121</td></tr>
</table>

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
資　料　編		体制移行要領理解促進のため追加	125

職員配置体制

災害対策本部設置前の情報収集体制

情報連絡室

設置目的		被害情報等収集、市民及び職員に対する警報伝達等を実施して災害発生時の初動対応に万全を期す。
任務		情報収集、警報伝達、自主避難所の開設等を実施
設置基準	地震	震度４又は長周期地震動階級３以上、南海トラフ地震臨時情報※が発表された場合
	地震以外	気象業務法等に基づく災害に関する注意報（警報級）、警報又は自主避難所を開設した場合
設置責任		総務部長に報告し、安全安心課長が設置
参集範囲		情報連絡班及び市民対応班以外は安全安心課長の指示による

※安全安心課対応

長	編　成	
安全安心課長	情報連絡班	安全安心課
		都市建設部 水道局 産業振興部
	市民対応班	総務課
	自主避難所開設・運営班	生涯学習課
	避難所班	動員計画

災害警戒本部

設置目的		高齢者等避難又は避難指示発令の為に必要な情報収集を実施して災害発生時の応急措置により減災に万全を期す。
任務		情報収集、避難情報の発令、避難所開設、災害対策本部開設準備等を実施
設置基準	地震	震度５弱若しくは震度５強の地震が発生又は長周期地震動階級３が発表された場合
	地震以外	気象業務法等に基づく災害に関する土砂災害警戒情報（大雨警報、洪水警報含む）が発表された場合
設置責任		市長に報告し、３総務部長が設置
参集範囲		地震以外は総務部長以下の警戒本部要員 地震時は震度５弱では「部長職以上」「警戒本部員」その他の職員は自宅待機又は連絡が取れる体制、震度５強では「課長職以上」とし、その他は同じ。

長	編　成	
総務部長	①総括班	安全安心課
		必要により安全安心課〇Ｂ
	②総務班	総務課、選挙管理委員会 会計課、監査委員事務局
		市民課、税務課、環境衛生課
	③情報班	財政課、管財課
	④広報班	企画課
	⑤避難所支援班	学校教育課、生涯学習課
	⑥援護班	福祉課、高齢者支援課 健康ほけん課 こども未来課、こども家庭課
	⑦土木班	農政課、建設課、都市計画課 都市整備室、下水道課、水道課
	⑧物資輸送班	商工振興課、農業委員会事務局
	⑨連絡調整班	秘書政策課

災害対策本部

設置目的		風水害や地震等の大規模災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害応急措置を迅速かつ確実に推進するため
任務		災害応急措置の迅速かつ確実な推進
設置基準	地震	市内で震度６弱以上の地震が発生したとき。又は長周期地震動階級４が発表された場合
	地震以外	広域にわたる災害が発生し、特に被害が甚大な場合で、全職員をもって災害対策に対処する必要のある場合 その他必要に応じ、本部長（市長）が当該配置を指示したとき。
設置責任		災害対策本部長（市長）
参集範囲		地　　震：全職員 地震以外：対策本部全員

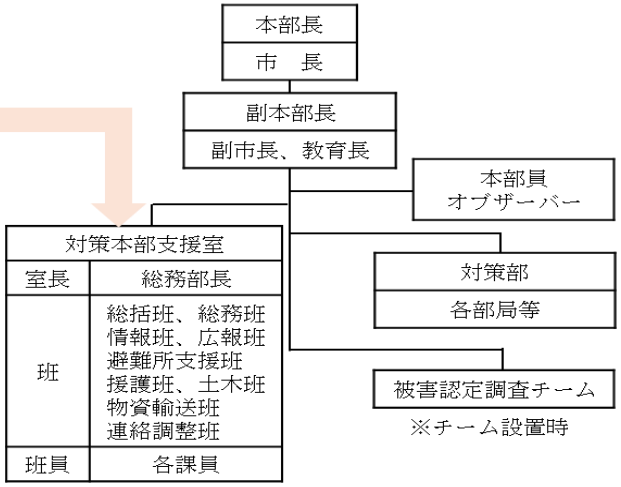

対策本部支援室	
室長	総務部長
班	総括班、総務班 情報班、広報班 避難所支援班 援護班、土木班 物資輸送班 連絡調整班
班員	各課員

合志市地域防災計画新旧対比表

<table>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th><th>修正理由等</th><th>P</th></tr>
<tr><td>特別警報・警報・注意報の基準等
1．気象等に関する特別警報の発表基準
<table><tr><th>現象の種類</th><th colspan="2">基　　準</th></tr><tr><td>大　　雨</td><td colspan="2">台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想された場合</td></tr><tr><td>暴　　風</td><td>数十年に一度の強度の台風や同程度</td><td>暴風が吹くと予想される場合</td></tr></table>（注）発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例にてらして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づき判断します。
2．津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準
<table><tr><th>現象の種類</th><th>基　　準</th></tr><tr><td>津波</td><td>高いところで３メートルを超える津波が予想される場合
（大津波警報を特別警報に位置づける）</td></tr><tr><td>火山噴火</td><td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合
（噴火警報（居住地域）※を特別警報に位置づける）</td></tr><tr><td>地震
（地震動）</td><td>震度６弱以上または長周期地震動階級４の大きさの地震動が予想される場合
（緊急地震速報（震度６弱以上または長周期地震動階級４）を特別警報に位置づける）</td></tr></table>(*) 噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報（居住地域）」（噴火警戒レベル４または５）を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」（キーワード：居住地域厳重警戒）を特別警報に位置づけています。</td>
<td>特別警報・警報・注意報の基準等
1．気象等に関する特別警報の発表基準
<table><tr><th>現象の種類</th><th colspan="2">基　　準</th></tr><tr><td>大　　雨</td><td colspan="2">台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想された場合</td></tr><tr><td>暴　　風</td><td>数十年に一度の強度の台風や同程度</td><td>暴風が吹くと予想される場合</td></tr></table>（注）発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例にてらして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づき判断します。
2．~~津波・~~火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準
<table><tr><th>現象の種類</th><th>基　　準</th></tr><tr><td>~~津波~~</td><td>~~高いところで３メートルを超える津波が予想される場合~~
~~（大津波警報を特別警報に位置づける）~~</td></tr><tr><td>火山噴火</td><td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合
（噴火警報（居住地域）※を特別警報に位置づける）</td></tr><tr><td>地震
（地震動）</td><td>震度６弱以上または長周期地震動階級４の大きさの地震動が予想される場合
（緊急地震速報（震度６弱以上または長周期地震動階級４）を特別警報に位置づける）</td></tr></table>(*) 噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報（居住地域）」（噴火警戒レベル４または５）を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」（キーワード：居住地域厳重警戒）を特別警報に位置づけています。</td>
<td>合志市には影響が無いため削除

合志市には影響が無いため削除</td>
<td>126

126</td></tr>
</table>

高　　潮	の温帯低気圧により	高潮になると予想される場合
波　　浪		高波になると予想される場合
暴　風　雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大　　雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

~~高　　潮~~	の温帯低気圧により	~~高潮になると予想される場合~~
~~波　　浪~~		~~高波になると予想される場合~~
暴　風　雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大　　雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P

3．合志市注意報・警報基準一覧

警報･注意報発表基準一覧表

令和５年６月８日現在発表官署　熊本地方気象台

合志市	府県予報区		熊本県	
	一次細分区分		熊本地方	
	市町村等をまとめた地域		山鹿菊池	
警報	大雨	（浸水害）	雨量基準	26
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	165
	洪水		流域雨量指数基準	塩浸川流域＝10.1、堀川流域＝20.1
			複合基準※１	－
			指定河川洪水予報による基準	－
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10 cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨		（略）	
	強風		平均風速	10m/s
	風雪		平均風速	10m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 3 cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	（略）			
記録的短時間大雨情報			1 時間雨量	110mm

3．合志市注意報・警報基準一覧

警報･注意報発表基準一覧表

令和７年５月２９日現在発表官署　熊本地方気象台

合志市	府県予報区		熊本県	
	一次細分区分		熊本地方	
	市町村等をまとめた地域		山鹿菊池	
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	29
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	165
	洪水		流域雨量指数基準	塩浸川流域＝10.1、堀川流域＝20.1
			複合基準※１	－
			指定河川洪水予報による基準	－
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10 cm
	~~波浪~~		~~有義波高~~	
	~~高潮~~		~~潮位~~	
注意報	大雨		（略）	
	強風		平均風速	10m/s
	風雪		平均風速	10m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 3 cm
	~~波浪~~		~~有義波高~~	
	~~高潮~~		~~潮位~~	
	（略）			
記録的短時間大雨情報			1 時間雨量	110mm

最新化

基準変更

合志市には影響が無いため削除

129

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P

<table>
<tr>
<td></td>
<td>
安否不明者・行方不明者・死者の氏名等公表チェックリスト

1　【市町村】（安否不明者・行方不明者）氏名等公表業務チェックリスト
<table>
<tr><th>NO</th><th>内□□容</th><th>チェック</th></tr>
<tr><td>1</td><td>県警、消防及び関係機関に対し、同機関が把握している安否不明者、行方不明者の情報を提供するよう依頼する。</td><td></td></tr>
<tr><td>2</td><td>安否不明者、行方不明者の数を県防災情報共有システムに入力する。</td><td></td></tr>
<tr><td>3</td><td>安否不明・行方不明が災害に起因するものかについて、市町村長まで確認のうえ判断を行う。</td><td></td></tr>
<tr><td>4</td><td>災害に起因する安否不明・行方不明と認められる場合、住民基本台帳の閲覧制限を確認する。</td><td></td></tr>
<tr><td>5</td><td>住民基本台帳の閲覧制限がない場合、安否不明者・行方不明者の公表用名簿を作成する。名簿掲載項目…住所（字名まで）、氏名（読み方を含む）、年齢、性別</td><td></td></tr>
<tr><td>6</td><td>公表用名簿を県危機管理防災課に送付する。</td><td></td></tr>
<tr><td>7</td><td>公表は県危機管理防災課が行うものであるが、市町村も公表する場合は内容やタイミングについて県危機管理防災課が行う公表と齟齬が生じないようにする。ホームページへの掲載は、県ホームページへのリンクとしてもかまわない。</td><td></td></tr>
<tr><td>8</td><td>安否が判明した場合は、公表用名簿から削除し、その旨を県危機管理防災課に連絡する。</td><td></td></tr>
<tr><td>9</td><td>安否不明者の氏名等を公表して一定期間が経過した場合、県危機管理防災課と調整の上、行方不明者に切り替える。</td><td></td></tr>
<tr><td>10</td><td>安否不明者から行方不明者への切り替えの場合は、安否不明者の公表用名簿を行方不明者用に作成し直し、同名簿を県危機管理防災課に送付する</td><td></td></tr>
</table>
</td>
<td>危防第 628 号令和 7 年（2025 年）4 月 22 日に基づく業務の実施</td>
<td>129</td>
</tr>
</table>

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P

<table>
<tr>
<td></td>
<td>
2　【市町村】（死者）氏名等公表業務チェックリスト
<table>
<tr><th>NO</th><th>内□□容</th><th>チェック</th></tr>
<tr><td>1</td><td>県警の検視結果等を基に、災害に起因する死者と認められるかについて、市町村長まで確認のうえ判断する。</td><td></td></tr>
<tr><td>2</td><td>災害に起因する死者と認められる場合、住民基本台帳の閲覧制限を確認する。</td><td></td></tr>
<tr><td>3</td><td>死者数を県防災情報共有システムに入力するとともに、氏名等の情報について、管轄の広域本部・地域振興局に直接電話で連絡する。</td><td></td></tr>
<tr><td>4</td><td>災害に起因する死者の公表用名簿を作成する。
名簿に掲載する項目
①住民基本台帳の閲覧制限がない者
住所（字名まで）、氏名（読み方を含む）、年齢、性別、死因等
②住民基本台帳の閲覧制限がある者
年代、性別、居住市町村、死因等</td><td></td></tr>
<tr><td>5</td><td>作成した名簿を県危機管理防災課に送付する。</td><td></td></tr>
<tr><td>6</td><td>公表は県危機管理防災課が行うものであるが、市町村も公表する場合は内容やタイミングについて県危機管理防災課が行う公表と齟齬が生じないようにする。ホームページへの掲載は、県ホームページへのリンクとしてもかまわない。</td><td></td></tr>
</table>
</td>
<td>危防第 628 号令和 7 年（2025 年）4 月 22 日に基づく業務の実施</td>
<td>130</td>
</tr>
</table>

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P

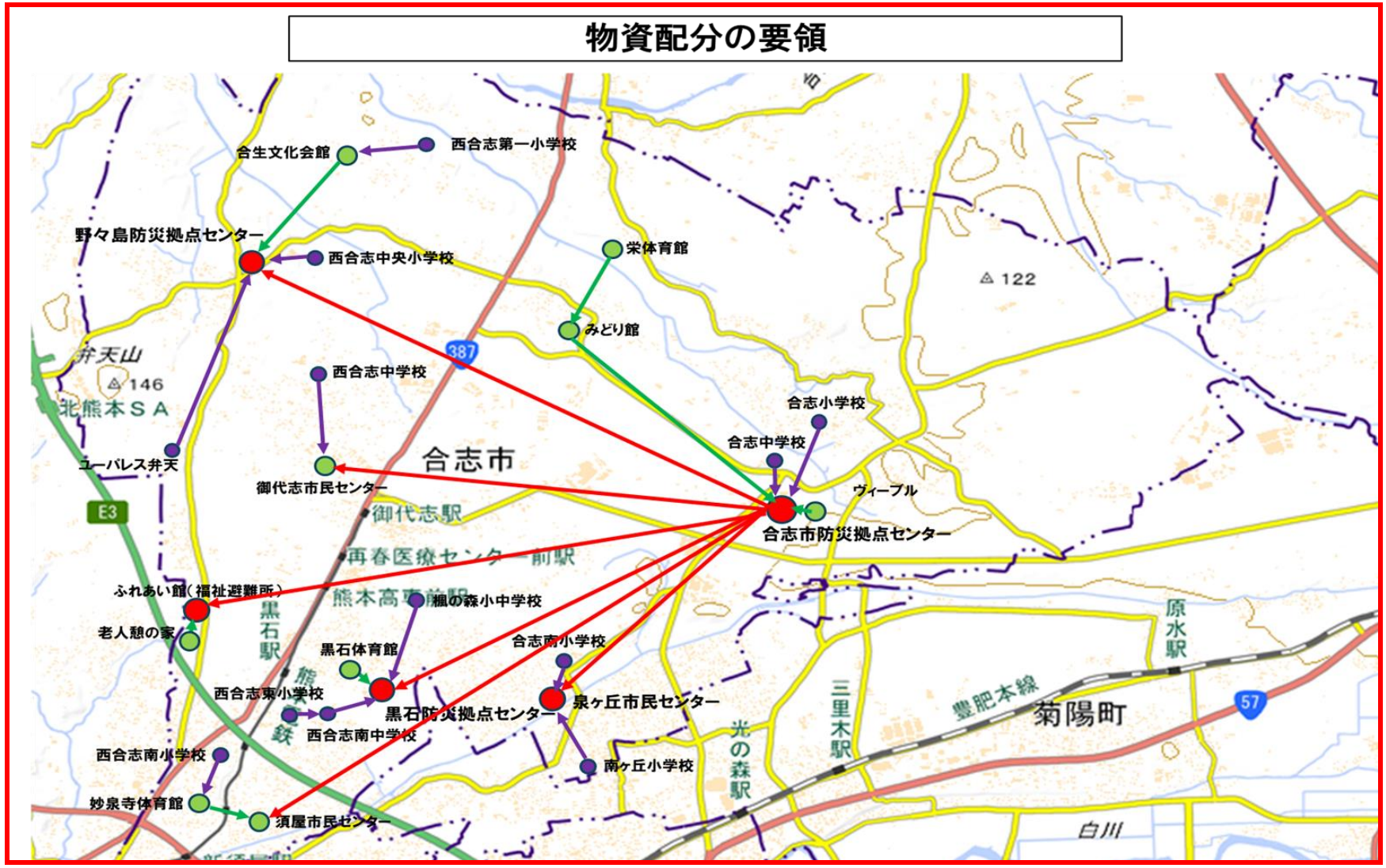

楓の森小中老人憩の家追加 みどり館を輸送から受領へ、須屋市民ｾﾝﾀｰを受領から輸送へ、対象人員の多い方を輸送へ変更	132

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P

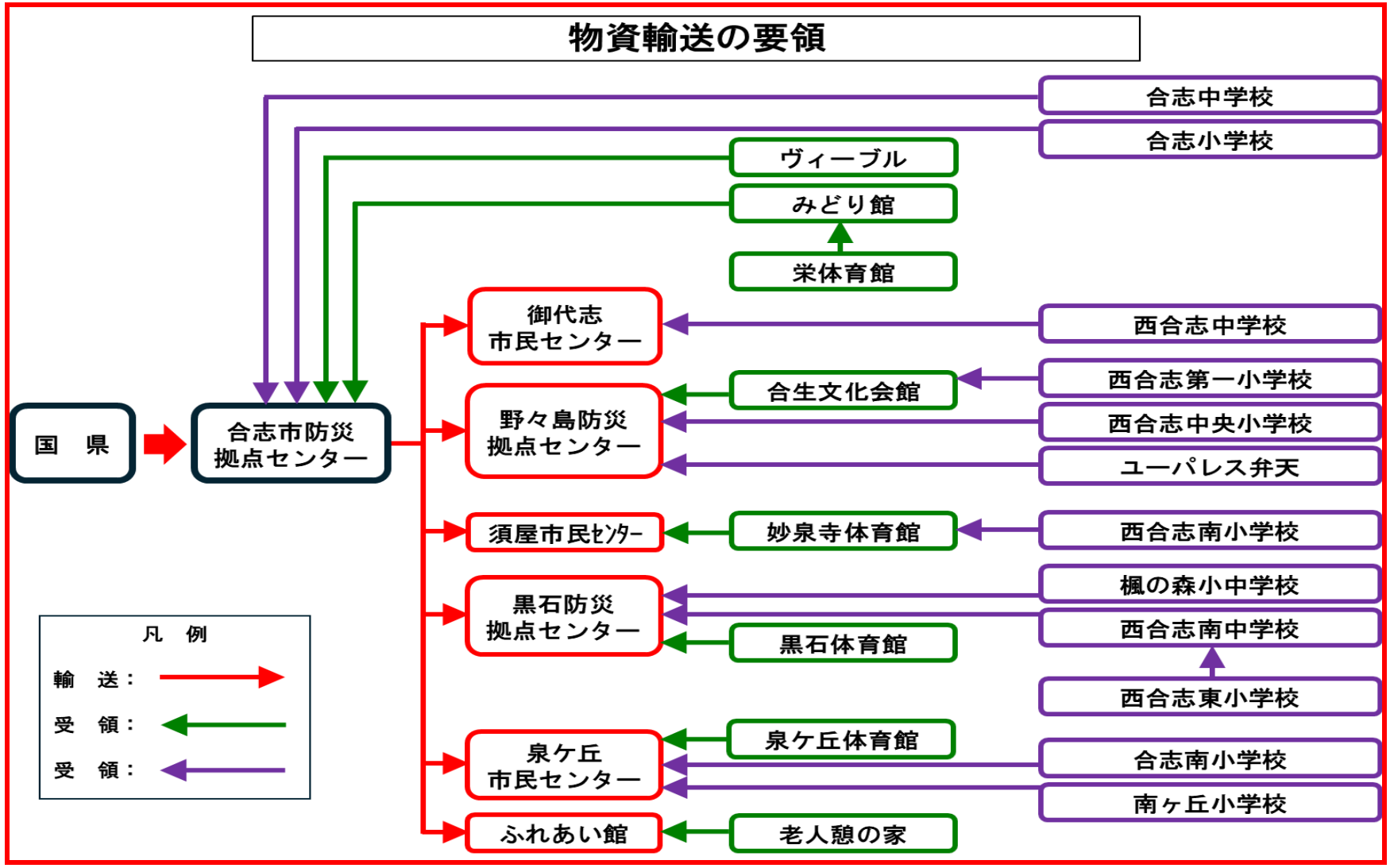

老人憩の家追加 みどり館を輸送から受領へ、須屋市民ｾﾝﾀｰを受領から輸送へ、対象人員の多い方を輸送へ変更	133

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P

<table>
<tr>
<td>
避難情報等の判断基準・伝達について
（略）
1　水　害
（略）
(3)　避難情報の発令の判断基準
避難情報等の避難情報の発令にあたっては、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等の情報を含めて総合的に判断する。
<table>
<tr><td colspan="2">堀川　（須屋観測所）　須屋川添　607-2</td></tr>
<tr><td>高齢者等避難
【警戒レベル３】</td><td>○１時間後に避難判断水位（4.51m）に到達すると予想され、引き続き水位が上昇すると見込まれる。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">避難指示
【警戒レベル４】</td><td>○避難判断水位に到達し、１時間後に氾濫危険水位（4.95m）に到達すると予想される。</td></tr>
<tr><td>○氾濫危険水位（4.95m）に到達する。
○堤防が決壊するおそれがある。（堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂が発見される。）</td></tr>
<tr><td>避難情報の解除</td><td>○関係する河川の水防警報、洪水予報が全て解除となり、河川の水位がピークを過ぎ氾濫注意水位を下回り、気象状況などから水位が再上昇するおそれがなくなった場合に、河川状況の現地調査を行い、安全を確認したうえで総合的に判断する。</td></tr>
</table>
（略）
</td>
<td>
避難情報等の判断基準・伝達について
（略）
1　水　害
（略）
(3)　避難情報の発令の判断基準
避難情報等の避難情報の発令にあたっては、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等の情報を含めて総合的に判断する。
<table>
<tr><td colspan="2">堀川　（須屋観測所）　須屋川添　607-2</td></tr>
<tr><td>高齢者等避難
【警戒レベル３】</td><td>○１時間後に避難判断水位（4.51m）に到達すると予想され、引き続き水位が上昇すると見込まれる。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">避難指示
【警戒レベル４】</td><td>○避難判断水位に到達し、１時間後に氾濫危険水位（4.95m）に到達すると予想される。</td></tr>
<tr><td>○氾濫危険水位（4.95m）に到達する。
○堤防が決壊するおそれがある。（堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂が発見される。）</td></tr>
<tr><td>緊急安全確保
【警戒レベル５】</td><td>○堤防等の決壊、越水或いは溢水が発生した場合</td></tr>
<tr><td>避難情報の解除</td><td>○関係する河川の水防警報、洪水予報が全て解除となり、河川の水位がピークを過ぎ氾濫注意水位を下回り、気象状況などから水位が再上昇するおそれがなくなった場合に、河川状況の現地調査を行い、安全を確認したうえで総合的に判断する。</td></tr>
</table>
</td>
<td>緊急安全確保に関する判断基準の追加</td>
<td>134</td>
</tr>
</table>

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P

<table>
<tr>
<td>
2　土砂災害
（略）
(2)　避難情報の基準
<table>
<tr><td>高齢者等避難
【警戒レベル３】</td><td>○大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報［土砂災害］）は、避難情報の材料となる土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報［土砂災害］）の基準から概ね１時間前に達する土壌雨量指数の値を基準として設定し、その基準を超える2～6 時間前に発表される。
○この情報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」又は気象庁土砂キキクル（赤色）が出現（警戒レベル３相当情報［土砂災害］）する場合、高齢者等避難を発令する。</td></tr>
<tr><td>避難指示
【警戒レベル４】</td><td>○土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報［土砂災害］）は、人命を脅かす極めて危険な土砂災害が差し迫った状況で発表する情報であることから、土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報［土砂災害］）の発表をもって、直ちに避難指示を発令することを基本とする。</td></tr>
</table>
</td>
<td>
2　土砂災害
（略）
(2)　避難情報の基準
<table>
<tr><td>高齢者等避難
【警戒レベル３】</td><td>○大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報［土砂災害］）は、避難情報の材料となる土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報［土砂災害］）の基準から概ね１時間前に達する土壌雨量指数の値を基準として設定し、その基準を超える2～6 時間前に発表される。
○この情報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」又は気象庁土砂キキクル（赤色）が出現（警戒レベル３相当情報［土砂災害］）する場合、高齢者等避難を発令する。</td></tr>
<tr><td>避難指示
【警戒レベル４】</td><td>○土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報［土砂災害］）は、人命を脅かす極めて危険な土砂災害が差し迫った状況で発表する情報であることから、土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報［土砂災害］）の発表をもって、直ちに避難指示を発令することを基本とする。</td></tr>
<tr><td>緊急安全確保
【警戒レベル５】</td><td>○大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル５相当情報［土砂災害］）は、人命を脅かす極めて危険な土砂災害が既に発生している蓋然性が高い状況で発表する情報であることから、大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル５相当情報［土砂災害］）の発表をもって直ちに緊急安全確保を発令することを基本とする。
○家屋倒壊、道路崩壊等、人的被害につながる恐れのある規模の土砂災害の発生が確認された場合、直ちに緊急安全確保を発令することを基本とする。</td></tr>
</table>
</td>
<td>緊急安全確保に関する判断基準の追加</td>
<td>135</td>
</tr>
</table>

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P

<table>
<tr>
<td>
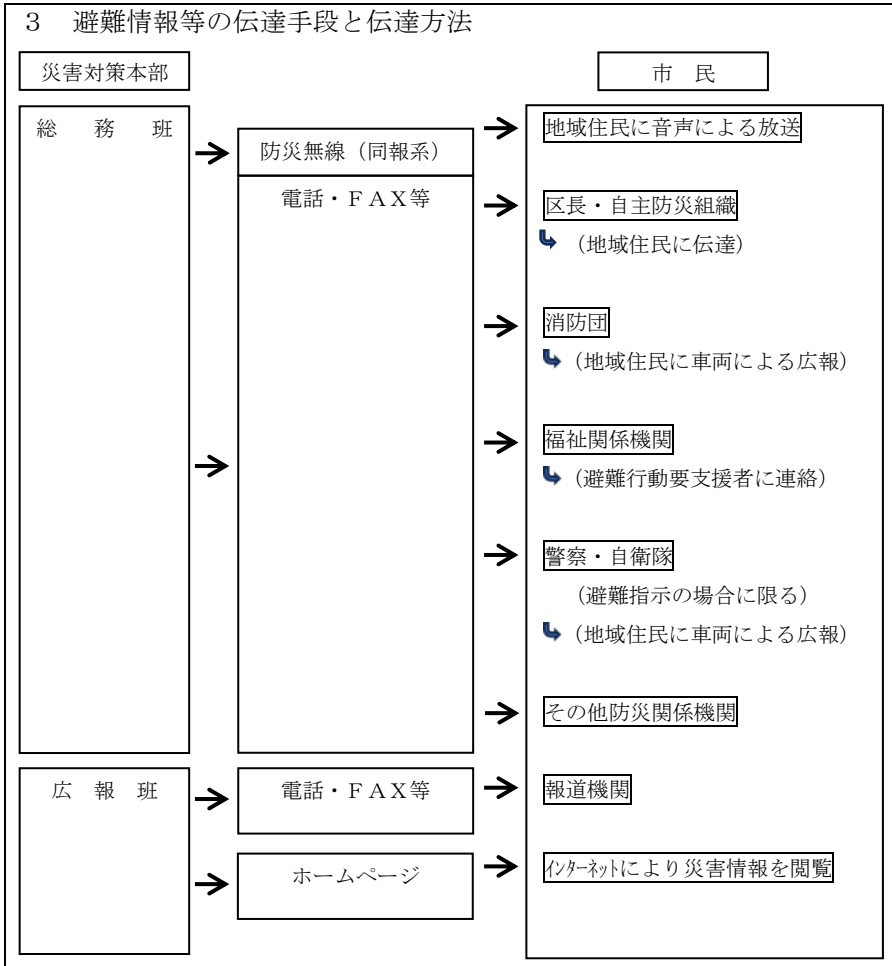

</td>
<td>
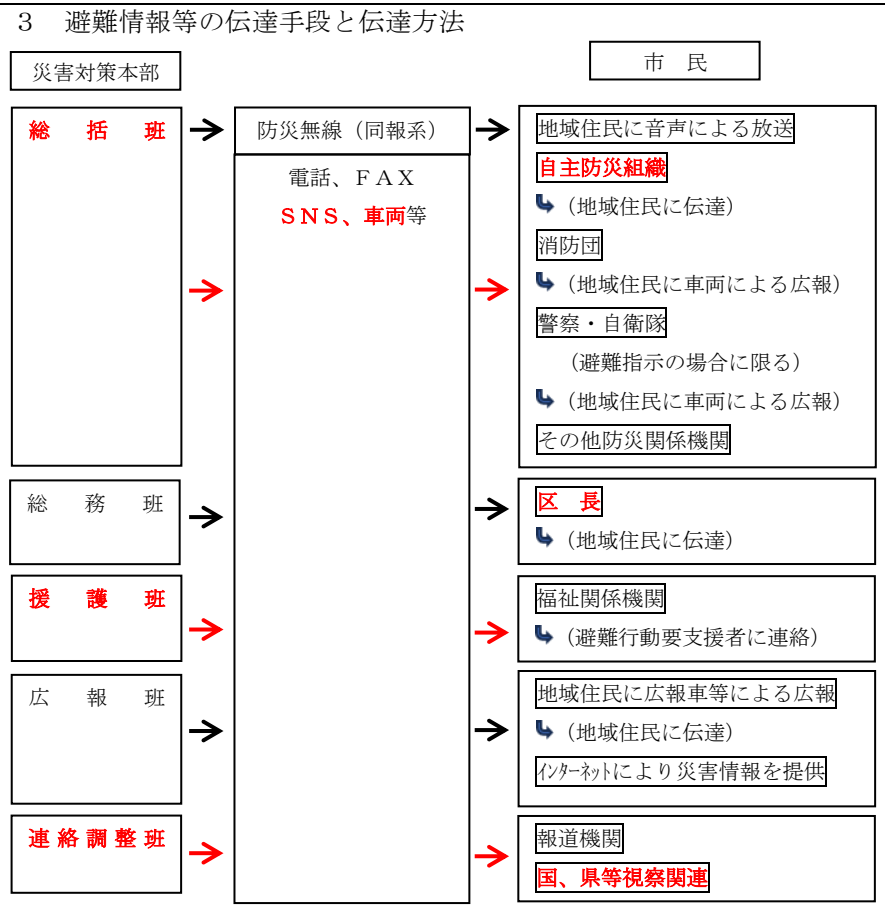

</td>
<td>各班の任務に基づき細分化</td>
<td>136</td>
</tr>
</table>

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P

5　伝達内容 (2)　避難指示の伝達例文 （略）	5　伝達内容 (2)　避難指示の伝達例文 （略） (3)　緊急安全確保の伝達例文 緊急放送、緊急放送、警戒レベル５、直ちに安全を確保 緊急放送、緊急放送、警戒レベル５、直ちに安全を確保 　こちらは、（防災）合志市役所です。ただ今、〇〇（避難すべき理由）により、〇〇時〇〇分に〇〇地区に対して警戒レベル５緊急安全確保を発令しました。すでに災害が発生し、大変危険な状況です。避難中の人は、近くの安全な場所に避難を完了してください。避難の時間がない場合は、少しでも身の安全が確保できるように努めてください。 　（なお、〇〇道は冠水により通行できませんので、注意してください。） 　（なお、山沿いや急傾斜地では土砂災害の危険がありますので、安全が確認されるまで近づかないでください。） ＊　避難すべき理由例 ・　〇〇川が越水、氾濫したこと ・　△△地区の〇〇川堤防が決壊したこと ・　□□地区で、土砂災害が発生したこと	緊急安全確保の伝達例文を追記	138